

43103

教科書文庫

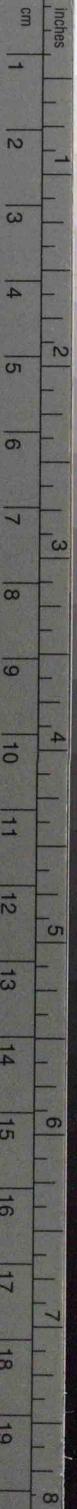
4
8/0
32-1928
2000302325

Kodak Gray Scale

C Y M

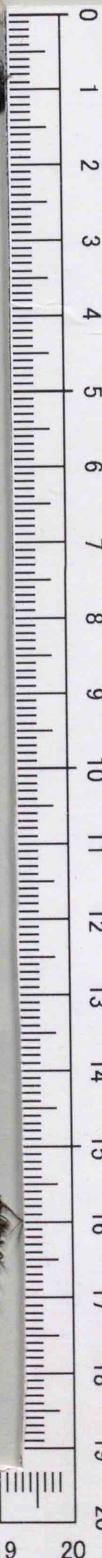
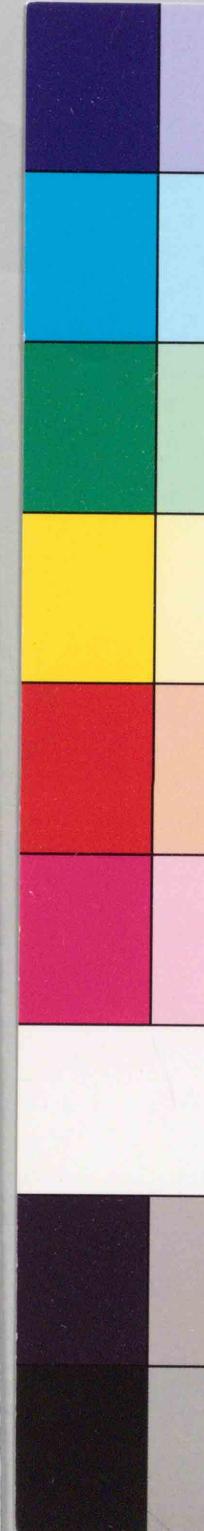
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



第三學年用上

375.9
M04
資料室

高等小學讀本

文 部 省

資料室

375.9
M014

高等小學讀本

第三學年用上

文部省



日 錄

第一課 櫻花	一	第十六課 田舎と偉人	六十六
第二課 大和心	二	第十七課 鎮守の森	六十八
第三課 憲法ノ上諭	三	第十八課 銀行及び信託	七十三
第四課 尊徳道話	四	第十九課 生絲の取引	八十一
第五課 鎌倉一見の記	五	第二十課 立志の由來	八十六
第六課 外交	六	第二十一課 白石少佐を憶ふ	九十二
第七課 陶磁器	七	第二十二課 製糖業	九十七
第八課 大原御幸	八	第二十三課 禁庭の野分	百二
第九課 ほとゝぎす	九	第二十四課 根分の後の母子草	百四
第十課 東郷聯合艦隊司令	十	第二十五課 根分の後の母子草(二)	百九
第十一課 長官海戦経過奉告	十一	第二十六課 顯著な對照	百十五
第十二課 蘇武	十二	第二十七課 秋	百十九
第十三課 汝の母	十三	第二十八課 秋の夜	百二十一
第十四課 小袖曾我	十四	第二十九課 農人形	百二十四
第十五課 能樂	十五	第三十課 皇室に關する敬語	百二十七

高等小學讀本第三學年用上

第一課 櫻花

櫻花は花の最も陽氣なるものにして、櫻花の開く時は又一年間の最も陽氣なる季節なりとす。其の淺紅色を帶びて、彩雲一抹の状を呈するや、天地の陽氣を集めて之を煥發するの觀あり。殊に其の曙光と相映ずる處に於て、最高度の陽氣なる靈的感應を喚起し来るを覺ゆ。賀茂眞淵が

もろこしの人々に見せばやみ吉野の

よしのの山の山ざくら花

と歌へるは、世界に比き櫻花の美をたゞへて餘す所なしといふべく、又かの本居宣長が「敷島のやまと心を人と

はば」と歌ひたるは、能く我が日本民族の特性の櫻花に似通ふ所あるを道破せるものといふべし。

櫻花は花の最も壯麗なるものなり。蓮花といひ、薔薇といひ、牡丹といひ、桃といひ、將又梅といひ、何れも美ならざるはなし。然れども櫻花の壯麗に及ぶものあらざるが如し。殊に蓮花と薔薇とは壯麗てふ點に於て、斷じて櫻花に及ばず。蓮花は池沼に限られ、薔薇は庭園に限らる。然れども櫻花は一小區域に限らるゝものにあらず。或は長堤に満ち、或は全山を包み、壯麗なること言はん方なし。

櫻花は孤獨的にあらずして集合的なり。集合的の花は獨り櫻花には限らずと雖も、之を蓮花若しくは薔薇に比すれば、殊に其の相違の甚だしきを見る。瓶中一箇の蓮花は優に之を賞翫するに足る。一箇の薔薇の花亦以て洋服の襟を飾るに足る。何れも個人主義を表現するものの如くなり。獨り櫻花は大いに之と異なり。一箇の櫻花は餘りに小にして、人の賞翫に値するに足らず。櫻花の長所は其の集合的なるにあり。一箇々々の花よりは、一枝の花の集合體を以て優れりとなす。一枝の花よりは、一樹の花の集合體を以て優れりとなす。一樹の花よりは、全山の花の集合體を以て優れりとなす。斯くの如きは我が日本民族の長所が個人主義にあらずして、寧ろ團體的活動にあるを表現して餘りありといふべきなり。

櫻花は百花中散際の最も潔白にして且優美なるものなり。自餘の花は大抵皆最後に萎縮したる醜形を留む。獨り

櫻花は何等の醜形を留むることなく、花瓣悉く雪の如くに飛散す。若し風來りて之を吹くあらば、忽ち花吹雪をして、一切を美化し去るの趣あり。薔薇の花は美は美なりと雖も、自餘の花と同じく、萎縮したる醜形を留むるが故に、散際は決して櫻花の如く美なるものにあらず。蓮花は次第に解散して、箇々の花瓣を水面上に落す。其の中自ら一種脱俗の趣ありと雖も、到底櫻花の花吹雪をなして飛散する状況に比較すべくもあらざるなり。諺に「花は櫻木、人は武士」といへるが如く、我が國の武士はたゞに櫻花の如き氣象・精神を具有すべきのみならず、又其の生命を捨つるに當りて、櫻花の如く潔白ならざるべからざるなり。換言すれば、櫻花は我が日本民族の當に具有すべき氣象。

精神を表現するものに外ならず。

櫻花は斯くの如く四種の特色を有す。而して是等特色は最も能く我が日本民族の趣味・性情若しくは氣象・精神等に適合するを以て、人爲淘汰によりて此の花を繁殖せしめ、之を愛好すること、自餘一切の花に過ぎたり。藤田東湖の正氣の歌に「發しては萬朶ばんぱくの櫻となる」といへるは、固より科學的に認容すべきことにあらざれども、詩的に之を考察すれば、趣味の津々たるを覺ゆ。貝原益軒の大和本草には、「櫻を以て和品となして、日本にて花を賞するにこれを第一とす」といへり。眞に然り。櫻花の我が日本に於けるは、猶蓮花の印度に於けるが如く、又薔薇の花の歐米諸國に於けるが如く、民族嗜好の向ふ所を表現して最も鮮明

なり。

吾人平生相互に意見を異にして相争ふ所ありとも、往いて櫻花を觀れば、忽ち其の陽氣なる靈的感應に打たれ、陶然として最高度の美的情緒中に融和せらるゝこと、猶個人個人の目的が民族全體の大理想中に合一して、自ら一種天界の妙樂を感じするが如し。斯くの如く偉大なる精神上の効果を生ずるものは、日本民族にとりては未だ櫻花の如く甚だしきものあらず。(『曉靄集』所載井上哲次郎ノ文ニ據ル)

第二課 大和心

源 實朝

山は裂け海はあせなん世なりとも
君にふたごころわがあらめやも

藤原師兼

君のため民のためぞと思はずば

雪も螢もなにかあつめん

中臣祐春

西の海寄せ来る波も心せよ

神の守れるやまと島根ぞ

香川景樹

すべらぎは現つ神なり秋津洲

動くべき世のあらんと思ふな

千種有功

たをり来てのどかにかざせ春秋の

花も紅葉も御代のたまもの

加納 諸平

君がため花と散りにしますらをに
見せばやとおもふ御代の春かな

梅田定明

君が代を思ふ心の一すぢに
我が身ありとも思はざりけり

賴三樹三郎

浮雲のおほふ姿はかはれども
よろづ代おなじ天つ日の影

山田公章

散るもよし吉野の山の山櫻
花にたぐへし武夫の身は

野村望東

武夫の大和心をより合はせ
すゑ一すぢの大繩にせよ

井上文雄

いさぎよき大和心を心にて

よそには咲かぬ花櫻かな

八田知紀

いくそ度かき濁しても澄みかへる
水やみくにのすがたなるらん

第三課 憲法ノ上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ、萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ、朕ガ親愛ス
ル所ノ臣民ハ即チ朕ガ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ

臣民ナルヲ念ヒ、其ノ康福ヲ増進シ、其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ、又其ノ翼贊ニ依リ、與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ、乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ、茲ニ大憲ヲ制定シ、朕ガ率由スル所ヲ示シ、朕ガ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム。

國家統治ノ大權ハ朕ガ之ヲ祖宗ニ承ケテ、之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ。朕及朕ガ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ、之ヲ行フコトヲ惣ラザルベシ。

朕ハ我ガ臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ、及之ヲ保護シ、此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ、其ノ享有ヲ完全ナラシムベキコトヲ宣言ス。

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ、議會開會ノ時ヲ以テ、此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスベシ。將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラバ、朕及朕ガ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ、議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外、朕ガ子孫及臣民ハ敢テ之ガ紛更ヲ試ミルコトヲ得ザルベシ。

朕ガ在廷ノ大臣ハ朕ガ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任ズベク、朕ガ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フベシ。

第四課 尊徳道話

翁曰く、大なる事を成さんと欲せば、小なる事を怠らず勤

むべし。小積りて大となればなり。凡そ小人の常として、大なる事を欲して小なる事を怠り、出来難き事を憂へて出来易き事を勤めず。それ故に終に大なる事を成す能はず。大は小の積んで成ることを知らぬ故なり。例へば百萬石の米と雖も、粒の大なるにあらず。萬町の田を耕すも、其の業は一鍬づつの功に在り。千里の道も一步づつ歩みて到る。山を作るも一簣の土より成ることを明らかに辨へて、勵精小なる事を勤めば、大なる事必ず成るべし。小なる事を忽にする者には、大なる事は必ず出来ぬものなり。

翁曰く、たまよ松明盡きて手に火の近づく時は速に捨つべし。火事あり危き時は荷物は捨てて逃出づべし。大風にて船の覆らんとせば上荷をぬべし。甚だしき時は帆柱をも切

るべし。此の理を知らざるを至愚といふ。

翁曰く、百事決定りつじやうと注意とを肝要とす。小事たりと雖も、決定することなく、注意することなければ、百事悉く破る。それ一年は十二箇月なり。而して月々に米實のるにあらず。唯初冬一箇月のみ米實のりて、十二箇月米を食ふは、人々しか決定して、しか注意するに依る。是に由りて之を觀れば、二年に一度、三年に一度實のるとも、人々其の通り決定して注意せば、決して差支あるべからず。凡そ物の不足は皆覺悟せざる所に出づるなり。されば人々平日の暮し方、凡そ此の位の事にすれば、年末に至つて餘るべしとか、不足すべしとか、知れざる事は無かるべし。之に心附かず、うかうかと暮して大晦日おほみそかに至り、始めて驚くは愚の至不注

意の極りなり。或飯焚女の曰く、一日に一度づつ米櫃の米をかきならして見る時は、米の俄に不足すといふ事なし。といへり。是飯焚女の善き注意なり。此の米をならして見るは即ち一家の店卸に同じ。能くく 決定して注意すべし。

翁曰く、家屋の事を俗に屋船又屋臺船といふ、面白き言葉なり。家をば實に船と心得べし。之を船とする時は、主人は船頭なり。一家の者は乗合なり。世の中は大海なり。然る時は此の屋船に事あるも、又世の大海に事あるも、皆遁れざる事にして、船頭は勿論、此の船に乗合ひたる者は一心協力、此の屋船を維持すべし。さて此の屋船を維持するは舵の取りやうと、船に穴の明かぬやうにするとの二つが専務なり。此の二つに能く氣を附くれば、屋船の維持疑なし。然るに舵の取りやうにも心を用ひず、屋船の底に穴が明きても之を塞がんともせず、主人は働くとして酒を飲み、妻は遊藝を樂しみ、恆は碁・將棋に耽り、安閑として歲月を送り、終に屋船をして沈没するに至らしむ。歎息の至ならずや。

翁曰く、世上一般貧富苦樂と言ひさわげども、世上は大海の如くなれば、これも是非なし。唯水を泳ぐ術の上手と下手とあるのみ。船を浮かぶる水も、人を溺らす水も、水に變りはあらず。時によりて風に順風あり、逆風あり、海の荒き時あり、穏やかなる時あるのみ。されば溺死を免るゝは泳の術一つなり。世の海を穏やかに渡るの術は勤と儉と譲

との三つのみ。

翁曰く、不義の財を以てせば、日々三牲^{さんせい}の養を用ふと雖も、何ぞ孝行とせん。或人の發句に、「和らかに焚けよ今年の手作麥」。是能く其の情を盡くせり。「和らかに」といふ一言に孝心顯れ、一家和睦の姿もよく見えたり。「手作麥」といへるに、親を安んずるの意言外に溢る。(福住正兄「二宮翁夜話」ニ據ル)

第五課 鎌倉一見の記

面白き朧月の夕、柴の戸を立ててそぞろにありければ、まぼろしかと見ゆる往來のさまもなつかしながら、都の街を離れたる景色のみ思ひやられて、新橋まで急ぎぬ。終の列車なるにはや乗れといふに、我後れじとに入れれば、春の夜の夢を載せて走る汽車、二十里は煙草の煙のくゆる間にぞありける。

蛙鳴く水田の底の底あかり

藤澤の旅籠屋をたゝいて、一夜の旅枕と定む。

朝とく目覺むれば、裏の藪に鳴く鶯の一聲二聲も嬉しく、

鶯や表通は馬の鈴

鶯や左の耳は馬の鈴

何れかよからん。

一番の汽車にて鎌倉に赴く道々、浮かみ出づる駄句の數數。

岡あれば宮宮あれば梅の花

家一つ梅五六本こゝもく

旅なれば春なれば此の朝ぼらけ

先づ由比^が濱に隠士をおとづれて、久々の對面嬉しやと、とつおいつ語り出す事は何ぞ。歌の話、發句の噂に半日を費したり。卽景、

陽炎^{かげ}や小松の中の古すゝき

春風や起きも直らぬ磯馴^{なわまつ}松

獨りふらくと浮かれ出でて、繩手傳ひに歩めば、行くともなしに鶴^が岡にぞ着きにける。銀杏^{いんとう}を撫で、石段を攀ぢ、廣前に額づきたる後、瑞垣^{みづか}によりて見下せば、數百株の古梅や、盛を過ぎて散りがてなるもあはれなり。

銀杏とはどちらが古き梅の花

建長寺に詣づ。數百年の堂宇、松杉苔滑らかに露深し。

陽炎となるや減り行く古柱

圓覺寺は木立晝暗うして、登りては又登る。山の上、谷の陰、草屋・藁屋の趣も尊げなるに、坐禪觀法に心を澄ます若人こそ殊勝なれ。

其の夜は由比の浦浪を聞きつゝ、夜一夜旅の疲の寢心にくたびれたる兩足踏みのばしし心よさ。曙の頃、隠士と某と三人して、濱邊より星月夜の井に到る。

鎌倉は井あり梅あり星月夜

長谷^はの觀音堂に詣でて、見渡す山の名所古跡、隠士が指さす杖の先一寸の内に集りたり。

歌にせん何山彼山春の風

こゝは何、かしこは何、日蓮の高弟日朗の土窟は此の奥なりなど、一々に隠士の案内なり。大佛は昔に變らぬ御姿な

がらも、其の御心には數百年の夢幻何とか観じ給ふらん。昨日見し人は今日見る人にあらず、今日見る人は明日見ん人にもあらず。まして今の人七百年の昔も知らねば、七百年の昔、いかでか今の世を推量らん。

大佛のうつらくと春日かな

此の夜はまた隱士の家に宿る。浪音高し潮や満つらんと頻に口ずさみて、上の句置煩へる隱士の聲ほのかになりますて、我が夢はいづくの山をかかけめぐりし。翌日は雪の下に古跡を探る。興亡の感くさぐに起りて、そぞろに胸を衝く思なり。

高殿の三つば四つばの跡訪へば

麥の二葉にひばり鳴くなり

いつの世の庭のかたみぞ賤が家の
垣ねつゝきににほふ梅が香

賴朝の墓こゝぞと上り見れば、薦つたにからまれ、苦むしたる五輪の塔一つ。これが天下の總追捕使のなれのはてにぞありける。鎌倉の宮に詣でて神前にひざまづけば、何とはなしにはや胸ふたがりて、ほふり落つる涙拂ひもあへず。

梅が香にむせてこぼる、涙かな

泣くく鎌倉を去りて、再び歸る俗界の中に筆を執りて、
鎌倉一見の記とはなしぬ。(正岡常規子規全集ニ據ル)

第六課 外交

各國民相往來して通商貿易をなし、又は共同事業を營むの今日に於ては、國土は萬里を隔つとも、利害の關係は頗

る緊切なるものあり。されば力めて國交の圓満を圖り、自他の利權を尊重して相侵すことなく、共に平和の慶澤に浴せざるべからず。是を以て國と國との間には居住・通商・航海・關稅等に關する條約を締結し、外交官・領事官等を派遣して、外交其の他の事務を掌らしむ。

現今我が國と通商・航海條約を締結せる國は、アジヤにては支那・シャム・トルコ、ヨーロッパにてはイギリス・フランス・ドイツ・イタリヤ・ベルギー・ソビエト聯邦(ロシヤ)・スエーデン・ポーランド・チ^ュコス・ロバキヤ・ルーマニヤ・オーストリヤ・ギリシヤ・イスラエンダ・イスパニヤ、北アメリカにてはアメリカ合衆國・メキシコ、南アメリカにてはブラジル・アルゼンチン・チリ・ペルー等合はせて三十餘國なり。

外交官の中にて、特命全權大使・特命全權公使及び辦理公使は其の主たるものにして、自國を代表し、諸般の外交に關する交渉の任に當る。而して大使を置くは多くは大國と認むる國に限り、其の他の國には全權公使或は辦理公使を置くを例とす。我が國より大使を駐劄^{ちゆうじゅつ}せしむるはイギリス・フランス・ドイツ・イタリヤ・アメリカ合衆國・ベルギー・ブラジル・ソビエト聯邦・トルコの九箇國とす。領事官には總領事・領事・副領事等あり。共に駐在國に於て自國臣民を保護し、通商・航海に關する利益を維持増進するを以て其の職務とす。尙我が國より領事官を派遣せず、便宜其の地の名望家を選びて、領事官の職務を執らしむることあり。之を名譽總領事・名譽領事又は名譽副領事と稱す。

通商・航海條約の外、列國間に政治上の目的のため、條約を締結することあり。日・英・佛・伊其の他世界多數の國の間に成立せる國際聯盟規約、及び日・英・米・佛・伊五國の間に締結せられたる海軍軍備制限條約は、諸子の夙に熟知せる所なるべし。

外交は國家の重大事務なれば、何れの國にも特に一省を設けて、之に關する事務を處理し、常に世界の形勢を洞察して、機宜を誤らざらんことに力む。外交の事は往々にして瑣細の感情の行違より恐るべき結果を生ずることあり。其の局に當るもの、能く其の任務を盡くして遺漏なきを期すとも、國民にして外交の重大なる所以を解するなくんば、國交を圓満にし、國權を擁護すること難かるべし。

されば我等國民は皆其の心を以て、友邦の人民を敬愛し、相互の親睦を圖らざるべからず。

第七課 陶磁器

豊太閤の豪華一世を蓋ひし頃の事なるべし。ボルトガルの宣教師某、我が國人の茶器を重んずるを見て、ヨーロッパ人の金剛石を愛するよりも甚だし」といひたりとか。織田・豊臣の二氏點茶を好み、部下の諸將士亦之に倣ひしかば、當時軍功を賞するに茶器を以てするに受けたるものも、土地を與へられたるよりも寧ろ名譽の事となしたりとぞ。こゝに於て茶器は工藝品中最も重きものとなりて、製陶の業も大いに振起するに至れり。

文祿征韓の役を終へて歸るや、西邊の諸將、多く彼の地の

陶工を伴ひ來れり。斯くて細川忠興は豊前の上野に、黒田長政は筑前の高取に、鍋島直茂は肥前の有田に、松浦鎮信は同じ國の平戸に、此の外島津義弘は薩摩に、毛利輝元は長門に、各窯を開きて製陶の業に従はしめたり。今日陶磁器の我が重要な國産たるの基は、實に此の時に在りといふべきなり。徳川二百七十年の泰平には、諸般の工藝美術皆めざましき發達を遂げざるはなく、製陶・製磁の長足の進歩も全く此の時代に在り。京都は早く支那・朝鮮の遺風を棄て、面目を一新して、優美溫雅の製品を出し、有田は磁器の製作を創めて範を天下に示したりき。此の業に於ては京都・有田・瀬戸の三地最も功績に富めども、有田の磁器創製の功は眞に推奨に値せり。

磁器は白色を普通とし、素地多少透明性を帶びて、水を吸収することなし。こは早く支那人の發明したるものにして、室町幕府の時代には之を輸入して賞翫し、殊に青磁を珍重したりき。有名なる千鳥の香爐の如きも其の一なり。我が國にては慶長年中韓人李參平、有田に近き泉山に於て白磁礦を發見してより、俄に鮮明なる白磁・青磁の製作を見るに至れり。次いで明人より金銀五彩を施すの法を傳へて錦手を造り出したり。是實に我が製磁業の一大進歩なり。加賀の九谷焼の如きは全く此の法を傳へて起りたるものにして、今製造する所のものは一たび中絶して起りたるものなれども、同じく錦手の名によりて知らる。特に青九谷と稱せらるゝは、一種綠色の釉薬にて器面を

おほひ、之に模様を表せるものなり。

京都は美術工藝の淵源にして、早く點茶用の陶器を造りて名ある人ありしが、徳川氏の初世、野々村仁清出でて、茶壺・茶碗・水差・皿・鉢等の製作に妙技を揮ひ、元祿年中尾形乾山種々の繪を畫がきて趣致掬すべきものを出し、乾山焼と稱して愛翫せられたりき。仁清・乾山の遺風は後分れて栗田・清水に傳はり、いはゆる京燒の基礎をなせり。栗田は主として陶器にして釉澤軟滑、模様の優雅を以て知られ、清水は主として磁器にして染附を良しとす。

尾張の瀬戸は陶器製作の最舊地なり。後堀河天皇の御代、加藤四郎左衛門景正といふ者支那に赴きて製陶法を修め、歸朝の後始めて此處に此の業を起せりと傳ふ。焼物を瀬戸物と呼ぶ地方あるは、此の地の産の世に聞ゆるより出でたるものなり。其の後一時衰頽したりしが、有田より製磁の法を傳へて再び盛大に赴き、現今美濃の多治見・土岐津地方にかけて、磁器製出の多きこと天下に冠たり。此の外陶器には、素地の潤美と色彩の優雅とを以て知られたる薩摩焼あり。雅趣に富みて抹茶器等に愛用せらるる樂燒・伊賀燒・備前燒・唐津燒・萩燒あり。主として日用品に供せらるゝ多治見燒・萬古燒・本郷燒・砥部燒・淡路燒・相馬燒・益子燒の如きあり。又最近硬質陶器と稱し、西洋皿・ヨーロピーチ茶碗等、多く有田・金澤及び名古屋地方に產出す。其他一々に列舉せば、我が國の燒物は恐らく百種にも達すべし。產額よりいへば、最も多きは愛知縣にして、岐阜縣・京都

府・佐賀縣・三重縣等之に次ぐ。海外に輸出する高も年々參千五百萬圓を超ゆといふ。

第八課 大原御幸

春過ぎ夏立ちて、北祭も過ぎしかば、法皇後白河院夜をこめて大原の奥へ御幸あり。遠山にかかる白雲は散りにし花のかたみにて、青葉に見ゆる梢には春の名残ぞ惜しまるゝ。卯月二十日餘りのことなれば、夏草の茂みが末を分入らせ給ふ。

西の山の麓に一宇の御堂あり。即ち寂光院なり。古う造り成せる泉水木立、よしある様の處なり。壺つぼ破れては霧不斷の香を焚き、扉落ちは月常住の燈を掲ぐ。とは、斯かる處をや申すべき。庭の若草茂り合ひ、青柳絲を亂りつゝ、池の

浮草は波に漂ひて錦を曝すかとあやまたる。中島の松にかかる藤波の紫に咲ける色、青葉まじりの遲櫻初花よりも珍しく、岸の山吹咲亂れ、八重立つ雲の絶間より、山ほとゝぎすの一聲も君の御幸を待顔なり。法皇太い観覽ありて、

池水にみぎはの櫻散りしきて

浪の花こそさかりなりけれ

女院建禮門院の御庵室を収覽あるに、軒には薦あさがほほひかかり、杉の葺目もまばらにて、時雨も霜も置く露も漏る月影に争ひて、たまるべしともおもほえず。後は山、前は野邊、僅かに言問ふものとては、峯に木傳ふ猿さるの聲、賤が爪木の斧の音、あはれにさびしき御様なり。

法皇人やある人やあると召さるれども、御いらへ申すも

のもなし。や、ありて老衰へたる尼一人参りたり。女院はいづくへ御幸なりぬるぞ」と仰あれば、此の上の山へ花摘みに入らせ給ひて候ふ」と申す。汝は如何なる者ぞ」と仰あるに、さめぐと泣きて、御返事にも及ばず。や、ありて涙を押へて、申すに憚り覚え候へども、故少納言入道信西の女阿波の内侍にて候ふ。御覽じ忘れさせ給ふにつけても、身の衰へぬる程思ひ知られ候ふ」とて、顔を袖に押當てて泣く。

御庵室に入らせて、障子を引明けて叢覽あるに、一間には佛畫と先帝の御影とを掛け給ひ、經卷など置かせ給ふ。障子には諸經の要文ども色紙に書きて、處々に押されたり。蘭麝の匂に引きかへて、香の煙のみ立上る。其の中に女院の御歌とおぼしくて、

思ひきやみ山の奥にすまひして

雲居の月をよそに見んとは

御寢所とおぼしくて、竹の御竿に麻の御衣、紙の衾など掛けられたり。綾羅錦繡の装も夢になりたるぞ悲しき。

や、ありて、上の山より濃き墨染の衣着たる尼二人、岩の岨路がりぢを傳ひて下り煩ひたる様なり。法皇あれは如何なる者ぞ」と問はせ給へば、尼は涙を押へて、花籠臂はながために掛け、岩つづじ持たせ給ひて候ふは、女院にて渡らせ給ふ。爪木に蕨折添へて持ちたるは、先帝の御乳母大納言の典侍の局」と申しもあへず、泣きに泣く。法皇御涙を流し給へば、供奉の公卿殿上人も袖を絞らぬは無かりけり。(平家物語ニ據ル)

第九課 ほとゝぎす

ほとゝぎすは春の末より夏の初にかけて鳴く鶯の鳴く音の宛轉珠を轉ばすが如きに似ず、其の聲強く耳に響きて、帛を裂くが如し。うらぐとのどけき花の盛に聞くべきは鶯の聲にして、五月闇の雲間にふさはしきはほとゝぎすの名乗なるべし。支那の傳説には、昔蜀帝の魂化して此の鳥となれりといひ、其の鳴くや血を吐きて樹々の枝を紅に染め、其の聲は「不如歸去」といひて甚だ悲しいといへり。春山限無く好きも、猶いふ、歸るに如かずと。といひ、これに因りて頻に首を回らす、家山幾州をか隔つると。といふなど、漢詩には此の鳥に寄せて懷郷の情を歌へるもの多し。

和歌に初音を喜び、一聲を待ちわぶるやうに詠みたるは、平安京のあたりには此の鳥の少かりしにや。

行きやらで山路暮しつほとゝぎす

いま一聲の聞かまほしさに 源公忠

待ちわぶる我よりさきにほとゝぎす
ねたくも人に聞かれぬるかな

藤原雅有まさあり

待つことは淺からねどもほとゝぎす

野中の清水たえぐぞ鳴く 堀川

ほとゝぎすの聲は晝よりも夜聞くに哀深し。落ちかゝる下弦の月、さてはほのぐと明けそむる東雲の空は風情更に多し。

あさくらや木のまる殿の明方に

山ほとゝぎす名のりてぞ行く 藤原基俊
何方に鳴きて行くらんほとゝぎす

淀のわたりのまだ夜ぶかきに 壬生忠見
ほとゝぎすは樹上にさへづること稀なるにや、畫がかれ
たる形を見ても、身を斜に空飛ぶさまの忙しげなるが多
し。

ほとゝぎす行方も知らぬ一聲に
心そらなる五月やみかな 紀伊
ほとゝぎす平安城をすぢかひに
ほとゝぎす鳴くや雲雀ウラナツと十文字
鳴き過ぐる一聲を物珍しと眺めたるさまは、
ほとゝぎす鳴きつる方を眺むれば
高語三上

たゞありあけの月ぞのこれる 藤原實定
の歌におしはからるゝに、さる狂歌師の
ほとゝぎす鳴きつるあとにあきれたる
後徳大寺のありあけのかほ
と詠じたることをかしけれ。

第十課 恩賜 濟生會

明治天皇至仁至慈にましくて、不時の災厄ある毎に内
帑ノシの金を賜ひて、罹災民の救濟に御心を盡くさせ給ひし
が、明治四十四年の紀元節には、特に時の總理大臣公爵桂
太郎を御前に召させ給ひて、勅語を賜ひ、國民をして健全
なる發達を遂げしむるは、業を奨め教を敦アハくするに在る
ことを宣り給ひ、特に先づ窮民の病に悩めるものを救ひ

給はんとの思召を以て、施薬救療の資として金壹百五拾萬圓を下し賜ふ。其の勅語の中に、

無告ノ窮民ニシテ、醫藥給セズ、天壽ヲ終フルコト能ハザルハ、朕ガ最モ軫念シテ措カザル所ナリ。乃チ施薬救療、以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス。

と仰せられたるこそ畏きことの極みなれ。總理大臣恐懼聖旨を奉じて各大臣と協議し、恩賜の慈惠資金を基礎とし、財團法人を組織して、施薬救療事業を經營するの方針を定めたり。よりて全國主なる都市の資產家を東京に集めて、其の翼賛を求め、更に各地方長官をして、各其の地方の資產家を勧誘せしめたるに、何れも聖徳の宏大にして窮民を軫念し給ふの渥^{あつ}きに感じ、戮^く力聖旨の貫徹に勉め

んことを誓へり。華族及び高級官吏も亦其の趣旨を體し、奮つて寄附の申込をなしぬ。

斯くて上奏勅裁を經、同年五月三十日に至りて、茲に_{財團}濟生會は成れり。同じき八月伏見宮貞愛親王、御沙汰によりて總裁とならせられ、總裁宮より上奏勅裁を經て、會長・副會長・顧問等の囑任ありき。

濟生會の目的は天皇皇后兩陛下至貴至高の御保護を仰ぎて、施薬救療の事業を擧げんとするに在り。此の目的を達せんがために、東京其の他全國の適當なる地に病院を設立し、尙全國に亘りて施薬救療を普及せしめんことを期す。基金は恩賜金と寄附金とより成りて、之より生ずる收入を以て経常費となすの仕組なり。斯くて東京市に於

ける事業のみを會の直轄とし、地方の事業に關しては内務大臣に之が實施を委嘱し、地方長官に於て病院・診療所巡回診療班等を設け、又は公私立病院・開業醫師・薬剤師等に委託して、適宜診療を行はしめ、救療を要するものには所定の治療券を交付す。現今東京市内には病院の外、診療所あり、又巡回診療班及び巡回看護班ありて、患者の收容及び診療を行ふ。此の至大なる仁惠に浴するもの、誰か天恩の極り無きに感泣せざらん。

抑、施薬救療の事たる、濟生事業中の最も緊切なるものといふべし。疾病に罹るも醫療を受くることを得ず、たやすく恢復すべき病に苦しみて、遂に天壽を完うせざるが如き、獨り人道の上より遺憾とすべきのみならず、延いては國民生產力の上にも影響を及すべく、一國の活力もこれがために消耗せらるゝを免れざるべし。明治天皇の大御心をこゝに注がせ給ひしは、其の旨深く且遠しといふべし。

第十一課 東郷聯合艦隊司令長官海戦経過奉告
客歲二月上旬聯合艦隊ガ大命ヲ奉ジテ出征シタル以來、茲ニ一年有半。其ノ間海陸ノ交戦、皇軍勝利ヲ獲ザルコトナク、今日復ビ和平ノ秋ニ遇ヒ、臣等犬馬ノ勞ヲ了ヘテ、大纛ノ下ニ凱旋スルヲ得タリ。是一ニ大元帥陛下御威徳ノ然ラシムルモノニシテ、臣等ノ終始感激措ク能ハザル所ナリ。

初メ聯合艦隊ノ海上ニ第一期作戦ヲ開始スルヤ、臣ハ大

命ニ基ヅキ、海陸ノ形勢ト陸戦ノ方向トヲ考察シ、敵艦隊ノ主力ヲ旅順方面ニ拘束シ、之ヲシテウラヂボストックノ要地ニ據ラシメザルヲ以テ戦略ノ主旨トシ、先ヅ旅順・仁川ニ敵ヲ迅撃シ、更ニ數次ノ攻襲ヲ重ネ、以テ漸次ニ其ノ勢力ヲ減殺シ、又屢々冒險ナル敵港ノ閉塞及ビ敵前ノ水雷沈置等ヲ試ミ、以テ敵ノ出動範囲ヲ縮少スルニ力メ、尙麾下艦隊ノ一部ヲ常ニ朝鮮海峡ニ駐メテ、海上ノ要害ヲ扼シ、以テウラヂボストックノ敵ヲ監視スルト同時ニ、旅順ノ敵ニ對スル第二戦線タラシメタリ。此ノ作戦ノ前期中、敵ハ終始地利ニ據リテ退嬰ヲ事トシ、我ガ軍連續ノ攻撃モ容易ニ其ノ成果ヲ收ムル能ハザリシガ、八月中旬敵艦隊主力ノ旅順ヨリウラヂボストックニ逃レントスルニ及び

テ、黃海及ビ蔚山沖ノ海戦ヲ見ルニ至リ、期セズシテ全ク敵ノ戰略的企圖ヲ摧破シ、我ガ作戦目的ノ過半ヲ達成スルヲ得タリ。其ノ後陸戦漸ク歩武ヲ進メ、旅順ノ背面ニ對スル我ガ攻圍軍不撓ノ迫撃ハ、海上ニ於ケル耐久ノ封鎖ト相須ツテ、遂ニ敵艦隊ノ主力ヲ其ノ要塞ノ下ニ殲滅スルニ到レリ。惟フニ此ノ期ノ作戦ハ、戰勢ノ自然ニ伴ナヒテ、漸進微功ヲ積ミ、攻戰約十箇月ニ亘リ、我ガ將卒ノ心力ヲ傾注シ、智勇ヲ發揮シタルコト、本戰役中ニ冠絶シ、忠死ノ士、殉難ノ艦、亦少カラザリシト雖モ、戰局ノ大勢ハ茲ニ初メテ定マリ、爾後日本海ニ於ケル決勝ノ機運モ、此ノ間ニ萌芽シタルヲ覺ユ。

今春年改ルト共ニ、第二期ノ作戦ニ移リ、我ガ艦隊ハ更ニ

兵力ヲ整頓シテ、敵ノ第二艦隊ニ備ヘ、傍ラ露領沿海州ヲ包鎖シテ、敵國軍資ノ輸入ヲ遮断シ、時ニ支隊ヲ南洋ニ分遣シテ、敵ノ航通ヲ威嚇^{カク}スルニ勉メ、其ノ間對馬・津輕・宗谷・國後等ノ諸水道附近ニ於テ捕獲シタル船舶三十餘隻ヲ算ス。初夏五月ニ入り、敵ノ第二艦隊近海ニ出現スルニ及ビテ、豫メ我ガ全力ヲ朝鮮海峡ニ集中シ、逸ヲ以テ勞ニ乘ズルノ策ヲ執リシガ、我ガ將卒ノ勇敢ナル動作ハ、神明ノ加護ニ由リ、着々其ノ功ヲ奏シ、日本海海戦ノ一舉、敵影ヲ海上ヨリ掃蕩^{サウ}シ、以テ此ノ期ノ作戦ヲ終結スルヲ得タリ。爾來海洋ハ名實共ニ我ガ艦隊ノ制壓ニ歸シ、作戦第三期ニ入リシモ、負擔ノ任務ハ大イニ輕減シ、或ハ陸軍ト與ニ樺太ノ攻略ニ從事シ、殆ド一兵ヲ損セズシテ、協同ノ任務ニ之ヲ維持セリ。

之ヲ要スルニ、聯合艦隊ノ作戦ハ、其ノ第一期ニ於テ戰勢ヲ定メ、第二期ニ移リテ戰勝ヲ決シ、第三期ニ入りテ戰果ヲ收メントシタルモノニシテ、其ノ間緩急難易ノ差異アリシト雖モ、全局ニ瓦ル一貫ノ攻戦ハ其ノ始ヨリ順當ニ経過シ、終ニ今日アルヲ見ルニ到レリ。今ヤ凱旋シテ東京灣ニ集合セル帝國艦船大小百七十餘隻、固ヨリ戰役ニ亡失シタルモノアリト雖モ、更ニ戰利トシテ獲得シタルモノヲ加ヘ、尙能ク戰前ニ劣ラザル武力ヲ保有スルヲ得タルハ、臣等ノ誠ニ光榮トスル所ナリ。終ニ臨ミ、臣ハ、聯合艦

隊ハ満韓ニ於ケル陸戰ノ効果ニ依リ、其ノ餘利ヲ蒙リタルコト少カラズ、又海軍大小諸機關ノ整備活動、其ノ他諸官衙ノ支助協力ニ依リ、海上ノ作戰遺憾無ク進行シタルコトヲ感喜ス。茲ニ謹ンデ海上作戰ノ經過ヲ奉告シ、大命ニ對スル責務ノ結了ヲ奉聞ス。

明治三十八年十月二十二日

聯合艦隊司令長官 東郷平八郎

第十二課 蘇武

風颯々の秋ふけて、節旄輕く命重し。

千里萬里の路越えて、深く匈奴の國に入る。

野邊の草木や鳥の聲、聞く物の音も見る色も、

何れか夷の物ならぬ。思へば遠く來つるかな。

流れ行く水音立てて、胸に愁の波高し。

故郷母あり、雁鳴きて、老の寢覺や如何ならん。

よしや幾夜の草枕、旅寢の空に果てぬとも、國家の爲に盡くすべし。君命重く、身は輕し。

かうと覺悟は定まりぬ。使命つぶさに傳へつゝ、匈奴の王に面接し、蘇武は國書を呈しけり。

固より非道の王なれば、國書の旨意は聽かざれど、

單身敵地に使せし 蘇武が勇氣を惜しみつゝ、

或時蘇武を召寄せて、「降り仕へよ、しかあらば、重く汝を用ひん。」と 説諭せども、聽かざれば、

國王大いに怒をなし、蘇武をとらへて、荒山の岩屋の中に幽閉し、食を與へず、苦しむる。

頃しも北風雪を吹き、寒さ膚をつんざけり。

飢うれば旃毛ぢもうを雪に和し、命を繋ぐ料となす。

日數経れども、死せざれば、夷等怪しみ且怖れ、

此の度は蘇武を野に移し、羊の群をば守らせて、

「雄羊孕むことあらば、放免せん。」と嘲りぬ。

覺悟はしても無念さに、眠られぬ夜も幾度か。

一夜雲無く月澄みて、秋も最中の空の色、
せめては斯くて在る事をと、雁に託せし筆の跡。

斯くて春去り夏來り、又秋の風、冬の霜、

落葉々々のかさなりて、十有九年夢の間や。

老いて屈せぬ忠節を 天助けてか、不思議にも、

雁の使のかひありて、樂しき便ぞ聞えける。

國と國との和議成りて、蘇武は赦され歸りしが、立出でし時の黒髮は、何時しか雪とぞなれりける。

(坪内雄藏ノ文ニ據ル)

第十三課 汝の母

歐洲大戦で、イギリスの一飛行士官が、ドイツの飛行機を射落した時の事である。彼は敵機が墜落すると見るや、忽ちそれに乘つてゐる士官の事を思ひ、敵機の後を追つて着陸した。敵機はさんぐ破壊し、乗組士官は地に投出されて、呼吸は既に絶えてゐた。敵ながら、今まで勇ましく空中を翔つてゐた人であると思ふと、そぞろに物の哀を覺

えて、せめて其の遺骸なりと片附けてやらうと、胸のポケットの邊に手を觸れると、其處に堅い物があつた。探り出して見ると、それは一葉の寫眞で、「汝の母」と書附けてある。今戦死した士官は、空中で戦ふ間にも、常にポケットに母の寫眞を祕藏してゐたのである。士官は涙ながらに其の写眞を取收め、遺骸を味方の塹壕にもたらし、再び機上の人となつて尙一戦したが、武運強く、安全に味方の陣地に歸つた。

イギリスの士官は、其の夜つくぐ此の射落した敵とその母との事を考へ、延いては自分の身の上、亡き母の上を思ひめぐらして感慨に堪へず、寫眞で知り得た敵士官の住所・姓名によつて、其の母へ一書を送つた。其の書面の内

容は大體左の如くであつた。

私はイギリスの飛行士官某です。今日私は敵たるドイツの一飛行機を射落しました。さうして其の乗組士官が、今はの際まで母御の寫眞をポケットに祕藏してゐたのを發見し、其の母御であるあなたに、此の手紙を差出します。

私が飛行機を射落した事によつて、あなたの御子息は生命を失はれました。しかし私の此の行爲は御子息を憎んでの事でもなければ、母御であるあなたの悲しみを顧みないのであります。唯これが私の義務だつたのです。敵士官即ちあなたの御子息が、味方の陣地を偵察して無事に歸られたなら、其の結果は味方の不利

益となつて、味方の被る損害は少からぬものであつたでせう。此の被害を防ぐために、私は敵機を射落しましたが、乗組士官の遺骸に敬意を表し、それを處理しようとする時、其の人の母御であるあなたの写眞を發見して、無量の感に打たれたのであります。

私は早く母を失ひ、今でも母のある人を見ては羨望に堪へないのです。私のために生命を失つた敵士官に、あなたといふいとしの母御があり、死ぬまで其の写眞を抱いてゐられたのを見ては、私は之を坐視するに堪へないので。御子息を死なせた私の手紙を御覽になつては、口惜しくもお感じになりませうが、私としては、あなたに對して、恰も自分の母に對するやうな親しい感

じを、悲しみの中にも禁ずることが出来ません。私の行爲は御子息の生命を奪ひました。しかし今私があなたの寫眞を前に置いて、あなたに此の手紙を書く時には、亡き御子息があなたに向つて話をしてゐられるのか、また私が自分の亡き母に向つて手紙を書いてゐるのか、區別がつかず、筆先に涙が流れるばかりです。

私が御子息の生命を絶つやうな行爲を敢へてしたのは、公の義務のためです。あなたも亡くなられたあなたの御子息も、此の事を思つて、私を赦して下さるでせう。さうして又御子息の亡くなられた代りに、私は一人の母を得たやうな思をしてゐることを察して下さるでせう。今私の書いてゐる此の手紙は、御子息と私の二人

の魂が一しょになつて書くのだと思つて下さい。もうこれ以上には書けません。涙に眼は曇り、筆を執る手もふるへて書けません。

此の手紙は、イギリス軍の本營から中立國の手を経て、ドイツのかの母の許に届いた。子を失つた母が之を讀んだ時の心持は、どのやうであつたであらう。母は數日の後、長い手紙を書いて、かのイギリス士官へ送つた。大意は次のやうであつた。

御手紙の着く前に、悴の戦死は知つてゐました。しかし其の戦死の相手であるあなたの情深い御手紙を見た時の私の心はどんなであつたか、お察し下さい。通常ならば、あなたを悴のかたきとしてお怨み申すところで

すが、御述懐に接しては、其のかたきが蘇生した悴となつて、此の母に手紙を寄せてくれたやうに思はれます。あなたが、悴の懷にあつた私の寫眞に對して、亡き母御に對する心持がすると言はれるやうに、あなたの御手紙は、私にとつては戦死した悴の手紙としか思はれません。あなたは悴の命を奪つたといはれ、又事實それに違ない事は勿論知つてゐますが、命を取るも取られるも共に祖國の爲で、人としては何等の恩怨のないこととは、お互に明白な事でせう。唯仇敵といふべきあなたが、私を母のやうに思ひ、私にもまた、あなたが死んだ悴の身代りのやうに思はれるのは、何といふ不思議な因縁でせう。

私には三人の男子がありまして、戦死したのは其の末子ですが、兄二人もやはり戦線に立つてゐて、何時弟と同じ運命に陥るかわかりません。しかし私は末子の戦死したために、あなたといふ新な子を得ました。戦争が済んで平和の時が來、さうして兄二人も無事に歸つて来ましたら、あなたに此の家へ一度来ていただきたいと思ひます。二人の兄も、あなたを弟と思つて迎へるでせう。其の時は、あなたは死んだ悴とあなたと二人分の子として、弟として、私の家に何時までも滞在していただきたうございます。私は其の日の早く來ることを祈つてゐます。

さうして此の手紙の最後には、寫眞に書いてあつた通り

に、汝の母」と認めてあつた。(姉崎正治「光あれニ據ル」)

第十四課 小袖曾我

時しも頃は建久四年五月半ばの富士の雪、五月雨雲に降りませて、鹿の子斑や群山の、裾野に狩の遊あり。定めて敵祐經も御供申さぬことはあらじ。此の機を外さず敵を射止めて、父の遺恨を晴さんと、曾我十郎祐成、弟の五郎時致、狩人にまぎれてぞ立出づる。

さるにても、今はの別れに母上に見参して行かん。弟時致は勘當の身なれば、申し直して罷り出でんと、祐成先づ案内申せば、母は喜びていろいろのものてなし。時致は物のみより、高間の山の峯の雲、よそにのみ見てや止みなん。正しく同じ子の身にて、御覺あし垣の隔あるこそ悲しけれ。

祐成「日本一の御機嫌にて候ふ。あれへ御参りあつて、春日の局を以て申され候へ。」時致「某が事は御機嫌はかり難く候ふ間、先づく參り候ふまじ。」祐成「唯某に御任せあつて、急いで御参り候へ。」時致「如何に春日の局、某が参りたる由申し候へ。」

母「あら、不思議や。祐成は唯今來りぬ。九上の禪師は寺に在り。其の外に子は無きものを。今思ひ出したり、箱根の寺に在りし箱王といひえせ者か。それならば、母が出家になれと申ししを聞かざりし程に勘當せしを、推して是まで来れるは、重ねての勘當ぞ。」

うたてや、せめて今一日。あら、情なの御事や。打たれても親の杖、懷かしければ去りやらず。

母「如何に誰かある。時致の事を
御申しあらば、祐成も共に勘當
と申し候へ。」

祐成「我等が親の敵の事世に隠
なく候へば、時致が事申し直し、
連れて狩場へ出づべしと思ふ
に、時致が事を申さば、祐成も共
に御勘當とや。能く案じみるに、
祐成をも誠は思ひ給はぬぞや。
思ある身の祐成には一人の郎
黨もなし。それに時致を法師に
ならぬとの御勘當。御仰に従ひ



出家仕り候ふとも、あれ見よ、河津が子供こそ敵を逃れん
の出家と、人々の思ひいやしまば、心も染まぬ墨染の、まか
なか俗には劣るべし。時致箱根に在りしるしに、常に讀
誦して母上の現世安穩、後生善所と祈念し、又毎日六萬遍
の念佛、亡き父上に向向して他念もなきものを。此の三年
勘當を受けて恩顔を拜せねば、御懲しさはいくばくぞ。又
狩場への門出、御暇申したき望なり。治る御代にも狩場に
は不慮の争はあり。亡き父上も伊豆の奥の赤澤山の狩く
らにて失せさせ給ひしそや。狩場とあらば、御心に懸けさ
せ給ふべきを。と、兄弟泣く立出づるを、母は聲を上げ
て、あれ止め給へ、人々よ。今こそ時致が勘當許すぞ。と、泣く
泣く立出づれば、兄弟もうれし泣きに伏轉び見る人々も

袂をしほる。

母マタニ祐成申すによつて、時致が勘當許すぞ。近う來りて、狩場への門出祝ひて御入り候へ。祐成「如何に時致、近う參りて年月の御物語申し候へ。」

母の情有難や。餘りのうれしさに、兄弟共に祝言の舞のかざしの其のひまに、一人は目を引き、是や限の親子の契と思へば、涙も盡きせぬ名殘。さはれ狩場に遅参やあらん。胸の煙を富士おろしに晴して、月を清見アキシテが關に、終には其の名を留めんと、暇申して出でて行く。謡曲小袖曾我ニ據ル

第十五課 能樂

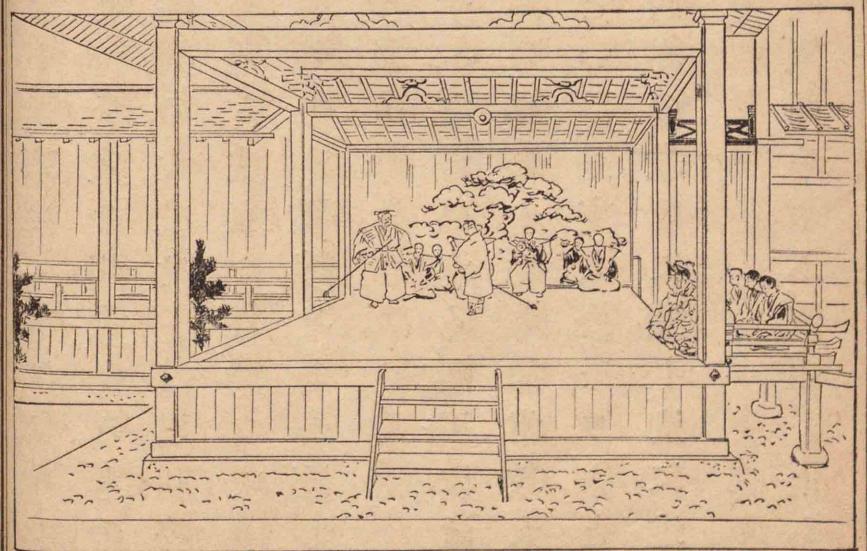
歌舞の起源は祭祀に在り。古來祭祀を重んぜる我が國民の、早くより神意を慰むる神樂を有せしことは、天鉏アメノクチ女命メイコの天岩戸の前に舞をかなでられし古事にても知るべし。祭祀に用ふる舞樂何時しか移りて、公衆の觀覽するものとなり、俗劇こゝに發達す。我が能樂の大成せしは足利將軍義満の頃なるべしといふ。爾來殆ど武家の式樂となり、豊臣秀吉も之を獎勵し、徳川幕府も之を保護せしかば、形式愈々完全して、傳はりて今日に至れり。

能樂の舞臺には殆ど背景と稱すべきものなく、囃子ハヤには横笛・大鼓・小鼓・太鼓の樂器を用ふ。登場の人物も通常數人を出でず。曲中の主人公をシテといひ、副主人公をワキといふ。白は總べて之を歌ふこと西洋の歌劇に類し、別に地謡ナカシありて白の足らざるを助く。

女人鬼神・天狗の類に扮する時は假面を用ふ。假面を用ふ

ること、又其の脚色の簡単なること、其の技の舞容を主とせること等、大いにギリシャの古劇に似たるものありと稱せらる。もとより劇として進歩したるものとはいふべからざれども、其の單純素朴にして悠揚迫らざる中に、一種言ふべからざる氣品と雅致とを備ふ。其の優美にして高雅なるは委曲を盡くせる近世劇の及ぶ所にあらず。曲の材料には我が國の古傳説

に採れるもの多し。大蛇・玉の井・淡路の如きは神代の古史に據れるものにして、能樂の前身が神事に屬せし名残を留むるにあらざるか。井筒・雲林院・錦木・野の宮・浮舟・住吉詣等は伊勢物語・源氏物語、或は其の他の歌話より出でたるものにして、和歌を尊重せし當時の風俗を知るべく、芭蕉・杜若・遊行柳・雪の如きは草木國土悉皆成佛の主旨を述べて、佛法を尊信せし時世の面影をしのばしむ。最も多きは源平時代の武勇談にして、實盛・賴政・知章・忠度・七騎落の類あり。なかんづく八島・舟辨慶・橋辨慶・二人靜等、義經を中心とする曲多し。武家時代の人々が是等の武勇談を歓迎せしは當然の事といふべく、曾我兄弟の事を謠へるもののが多きも、亦二孤の復讐に同情せし武人氣質を見るべし。



之に伴なふ詞章は即ち謡にして、歌學を經とし、佛法を緯として、絢爛の文字、頗る見るべきものあり。

武家の式樂として尊重せられ、御能とさへいはれしかば、幕府時代の武士は幼少より謡を習ふものあり、元服の式に烏帽子折を謡ひ、婚禮の式に高砂を謡ふが如きは、其の由來頗る久し。明治維新の後、一旦衰へしが、明治十三年能樂堂を東京に建て、又此の古樂の衰頽を歎くもの相集りて能樂會を組織しなどして、次第に隆興の運に向へり。美術鑑賞の眼識ある外人等も往々之を觀覽して、其の優美高雅なる舞容を讚歎すといふ。

第十六課 田舎と偉人

世人常にいふ英雄豪傑の士は必ずや隴畝の間より崛起

し、曾て都會に生まれず。」と。固より篤論にあらずと雖も、蓋し一世を動かす英雄豪傑は多く村落邑里より出づるが如し。即ち豊臣秀吉の中村より出でたるが如き、ビスマルクのシェーンハウゼンより出でたるが如き、其の他擧げ来れば、苟も名を當代にほしまゝにし、譽を後世に垂れたる學者・事業家・詩人・義士の、身を村閭茅屋の下より起して、遂に天下に雄飛するに至りし者極めて多し。是都會に生まれ、都會に長じ、都會に老い、畢生齷齪として都會の中に生活するは、猶畢生一家中に屏息すると同じく、天地狹隘、宇宙窄小、更に活潑・清澄・宏大・雄壯なる心氣の伸ぶるなければなり。

それ身都門の中に生活し、而して身體を強固にし、精神を

旺盛ならしむるの道は、時に自然の壯觀に接し、以て其の身神を養ふに在り。抑都門の紛々囂々たるは人生の爲に必要ならざるにあらずと雖も、一層大なる志氣を涵養せんには、都門を離るゝこと遠く、山高く、水長く、萬境自然なる處に於て、清淨なる空氣を呼吸せざるべからず。血氣未だ定まらず、身神尙堅固ならざる時に際してや、其の學業の暇、幸に故山に歸るが如き機會あらば、道途を迂回して、名山大川の間を逍遙し、時には枕を山驛の夢にそばだてて、遠く猿兒の叫ぶを聞き、時には山徑わづかに通ずる處、岩漏る水を掬して以て渴を醫する、是まことに務めて試みるべきなり。(三宅雄二郎小泡十種ニ據ル)

第十七課 鎮守の森

一段
鎮守の森
位罷及外觀

一簇の老杉古祠を包んで、我が村の南端に在り。是我等が鎮守の森なり。朱の鳥居の鮮かる色は綠樹と相映じて、遠く之を望むも風致頗る多し。境内甚だ廣からざれども、本殿の外に拜殿あり、神樂殿あり。數基の石燈籠碧苔深く鎖して、社前の狛犬も數百年の昔を知顔なり。春は階下の梅先づ綻びて、吹來る風もたゞならず。秋は瑞垣の薦早く紅葉して、千入の色目もあやなり。一たび此處に來りて、滾滾として岩間より湧出づる御手洗の水を掬べば、心氣の頓に爽かなるを覺ゆ。

豊年の祝にとて、宮相撲の催さるゝも此處なり。此の境内の明地に芝居小屋の建てられたるも幾度ぞ。一碧拭ふが如き秋の空に宮太鼓の音響き渡れば、老も若きも心躍り

て、年中の辛苦も此の日ばかりは忘らるゝなり。げにや鎮守の森は我等が和樂の中心にして、我が村の公園ともいふべし。

一
向宗
日蓮宗
高麗
佛三尊
村民全郡化す
にて村を出で
居る今を亦
鐵宮參拜見
ます。
再三の勝利
も此の神

村民には日蓮宗の人あり、一向宗の人あり、禪宗の人あり。されど一人として鎮守の神の氏子ならざるはなし。誰も皆生まれて一月の後、母の懷に抱かれて此處に参詣して、齊しく此の神の氏子となれるなり。今は村の長老といはるゝ人々の腕白盛には、皆此の境内にて遊び戯れけんと思ふもをかし。我が村を離れて遠國に在る人も、一念故郷の空に飛ぶ時、先づ想ひ出づるは此の鎮守の森なるべし。明治二十七八年・三十七八年兩度の戦役及び歐洲大戦に、我が村より出征せしは前後三十人にも餘れりとか。其の

出征を祝せし送別の筵も、其の凱旋をほぎし歓迎の會も、皆此の境内に開かれたりと聞きぬ出征せし人は此の氏神の加護を頼みて安んじて門出せしならん。留守の父母妻子が此處に日参して戦捷を祈るを思ひて、勇ましく彈丸雨飛の間を往来せしならん。凱旋して再び此の神前に額づきし人々の感慨や如何なりし。名譽の戦死を遂げし人々の記念碑は戦捷記念の砲弾と共に瑞垣の一角に立てり。

大正天皇御不例の事聞えし時、村民の此處に集りて、日夜祈誓をこめしは尙記憶に新なる所なり。御大喪儀に遙拜の儀式を擧げしも此の境内なりしなり。

イギリスの一婦人アメリカ合衆國に遊び、歸りて後人に

語りて、我等は葛葛壁に生ひ茂れる古城・舊刹なき國に久しく留ること能はず」といへりとか。物さびたる城壁・伽藍の鬱蒼たる樹林の中に隱見するは、一種言ふべからざる感興を催さしむるものなるに、アメリカ合衆國は建國新にして、斯くの如き風致の味はふべきなし。婦人のあきたらざりしも宜なりといふべし。我が國人亦ヨーロッパに遊びては、かの地の綠林の中、丘陵の上、山河の風光は故國に似て、然も神社の鳥居・社殿の見えざるを物足らず思ふと聞けり。鎮守の森の綠鬱蒼たるは我が國の田舎に特殊なる風景にして、郷土の中心として產土神の鎮座せるは日本町村の特色なり。而して是實に我が特殊なる國體を證明する所以たるなり。

第十八課 銀行及び信託

世には金錢を有して、之を利用してせんと希ふものあり。事業を經營せんとして、其の資金を求むるものあり。銀行は此の間に立ちて、資金融通の媒介をなすものなり。銀行の業發達すれば、遊金減じて資金潤澤となり、産業の興隆を促すこと多し。故に銀行は殖産興業上極めて重要な機關なりといふべし。

我が國にては銀行を分ちて、貯蓄銀行・普通銀行・特殊銀行の三種とす。貯蓄銀行は國民の間に勤儉貯蓄の美風を涵養するを目的とし、零碎なる資金を安全に保管利殖するものとす。普通銀行は預金、手形の割引、貸附等、普通一般の銀行業務を營むものにして、銀行の大部分は之に屬す。又

特殊銀行はそれぐ特殊の目的を以て設立するものにして、其の目的の異なると共に、其の種類も亦一ならず。今左に特殊銀行に就いて語らん。

日本銀行は全國金融の中央機關として、市場の状況により金利を上下して、貸出の増減を行ひ、以て一般金融の調節を圖る。又政府の委託を受けて、國庫の出納に關する事務を掌る。明治の初年には政府紙幣を發行せし外に、數多の國立銀行亦各其の紙幣を發行せしが、斯くては幣制の統一を缺くの虞あるを以て、後日本銀行にのみ銀行券を發行せしめ、此の特權は日本銀行に限られたり。銀行券は何時にも正貨と引換ふべきものなれば、之を發行するには、其の發行銀行券と同額の正貨を準備するを原則と

す。然れどもそれのみにては社會の需要に應ずること能はざるを以て、正貨準備發行の外に、壹億貳千萬圓を限り、政府發行の公債證書・大藏省證券、其の他確實なる證券又は商業手形を保證として、銀行券を發行することを許せり。正貨準備發行に對して、之を保證準備發行といふ。更に市場の状況により尙銀行券の不足を訴ふるときは、同様の保證によりて制限外の發行をなすを得。制限外の發行に對しては、其の發行額に對し、一箇年百分の五以上の割合を以て、發行税を納むべきものとせり。

日本勸業銀行及び農工銀行は農工業の改良進歩を助けんがため、不動産に對する金融を滑らかにし、之に要する資本を供給するを目的として設立したるものなり。農工

業の改良進歩は一朝一夕にして其の功を奏すべきものにあらず、隨つて之が資本は長期の貸附に待たざるべからず。然るに普通銀行は短期の貸附を便利とし、長期の貸附を好まず。又普通銀行の目的とする所は主として商業の資本を供給するに在り、抵當物も商品・證券等の動産を選び、農工業者の便利とする土地・建物等不動産の抵當を避けんとす。こゝに於て農工業者の爲に不動産を抵當として長期の貸附をなす特殊銀行なるべからず。是日本勸業銀行及び農工銀行設立の必要ある所以なり。日本勸業銀行本店は東京に在り、各府縣には其の支店又は農工銀行ありて、地方の状況に應じ、適當に資金を供給せんことを期す。北海道にては此の種の銀行として北海道拓殖

銀行あり。

日本興業銀行も亦特殊銀行の一にして、勸業銀行等と異なる所は、主として公債・株券等の動産を抵當として貸附をなすに在り。

日本勸業銀行・農工銀行・北海道拓殖銀行及び日本興業銀行は其の業務の性質上、資本を固定せしむるを以て、資本金に對し、之に數倍する債券を發行するの特權を附與せられたり。

朝鮮銀行・臺灣銀行は何れも拓地・殖民に要する資金の融通を圖らんがために設立せるものなり。凡そ新領土に在りては、金融機關乏しく、一般に金利高くして、事業の經營に不便少からざるを以て、政府保護の下に是等の銀行を

設立し、低利の資金を供給して、拓地・殖民の便を開けるなり。

又海外貿易に於ては、現金の輸送は特に不便にして危険なれば、外國の取引は主として爲替によりて行はる。されば其の爲替を賣買する特殊の機關を必要とす。是横濱正金銀行の設立せられたる所以なりとす。横濱正金銀行は北京・上海・漢口・ボンベイ・カルカッタ・ロンドン・ハンドブルグ・リヨン・ニューヨーク・サンフランシスコ・ブエノスアイレス等に支店を設け、内外商人の間に立ちて、其の取引のために支拂の利便を圖れり。

朝鮮にては朝鮮銀行、臺灣にては臺灣銀行は特に銀行券の發行權を與へられ、各其の地の要求に應ずることとせり。

又關東州にありては、横濱正金銀行に其の地に通用すべき銀行券を發行するの特權を許せり。

銀行と相俟ちて近時我が國の經濟界に重要な地位を占むるに至れるものは、信託業なり。信託とは、財産を他人に委託し、受託者を其の財産の權利者たらしむるものにして、受託者は委託者の希望に従ひ、最善を盡くして、其の委託せられたる財産の管理・運用・利殖に力むるものとす。元來人が自己の財産を確實安全に管理・運用することは、必ずしも容易の業に非ず。殊に鰥寡孤獨の者又は他に爲すべき業務を有する者にありては、極めて困難なる事に屬す。されば國家は信託制度を定め、財産の所有者が他人をして之を確實安全に管理・運用せしむる方法を設くる

と共に、其の財産を社會の爲に活用する途を開き、以て社會一般の福利を増進せんことを期せり。信託は斯くの如く極めて重要な事なれば、之に對しては國家は特に嚴重なる監督を爲し、其の營業は株式會社に限りて之を許可し、且其の業務及び資金運用の方法は、法令によりて之を制限せり。

第十九課 生絲の取引

生絲は我が國輸出品の隨一であつて、產出高の大部分は海外へ輸出される。近時一箇年の輸出高は約四拾五萬俵一俵は約十六貫で、其の價格も約七八億圓を算する。之が我が國生産者の手から外國消費者の手に移るまでには、頗る複雑な經路をたどるものである。

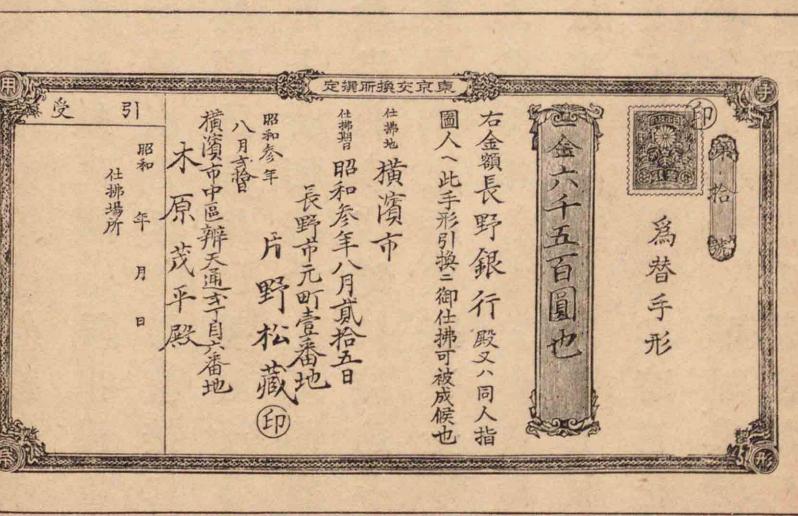
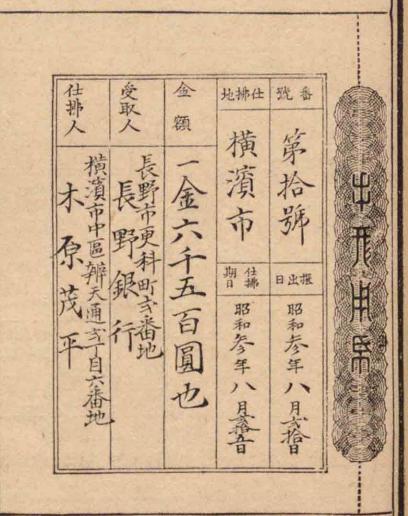
各地に多くの製絲業者があつて、其の地方のは勿論、他の地方からも多くの繭を買入れ、之を生絲に製し、輸出港に送つて輸出商に賣込む。此の場合、直輸出と稱して直接に輸出商に賣込むこともあるが、生絲賣込問屋に委託するのが普通である。賣込問屋は輸出商と折衝談合して、兩者の間に商談が成立すれば、生絲を輸出商の店舗に持込み、嚴密な検査を経た後、更に生絲検査所の正量検査を受け、其の正量によつて賣買取引を行ふのである。

さて製絲業者が、繭を買集めるには多額の資金を要し、又生絲を賣込んで、代金を受取るまでには相當の時日を要するから、製絲業者の中で資金の豊かでない者は、其の融通を横濱又は神戸の生絲賣込問屋か中央又は地方の

銀行に仰ぐ。銀行から融通を受けの場合には、信用又は擔保付の借入をするのであるが、賣込問屋に融通を求める場合には、賣込問屋に對して爲替手形を振出す。即ち製絲業者振出、賣込問屋宛、銀行を受取人とする爲替手形を作り、問屋の引受を得て、之を銀行へ持行くのである。銀行は其の満期日までの利子を計算し、券面の金額から之を差引いた金額で手形を買取る。手形の割引といふのは即ち

此の事である。

若干の生絲が出來ると、製絲業者は運送業者に託して、之を賣込問屋へ送る。製絲業者は繭を買集めるために、さきに手形を振出して問屋から資金を借り入れてゐても、それは生絲價格の全額ではないから、いよ／＼荷物を發送する時には、更に荷爲替を取組んで、荷物を發送してから、代金を受取るまでの資金の融通を圖る。其の方法は、荷物を運送業者に託すと、運送業者は貨物引換證を渡すから、製絲業者は其の引換證に送り状等を添へて銀行へ持行き、之を擔保として、賣込問屋を支拂人とした爲替手形



を振出するのである。銀行は其の手形を割引して、貨物引換證等と共に輸出港の取引銀行へ送付する。此の手形と貨物は相前後して到達するから、支拂人たる問屋は爲替金を銀行へ支拂ひ、之と引換に前の貨物引換證及び其の他の書類を受取つて、運送業者から貨物を引取るのである。

生絲賣込問屋は生絲を輸

出業者に賣渡して代金を受取り、さきに製絲業者に貸附け又は立替へた金額・利子、規定の手數料、雜費等を差引いて、殘額を製絲業者に送付するのである。

輸出業者には日本人もあり、外國人もある。皆歐米の地に本店・支店又は代理店を有し、常に歐米機業者の註文や、市場の狀況などに就いての通知を受け、輸出先の需要を察して、賣込問屋から生絲を買入れる。買入れた生絲は之を整理し、長途の運搬に堪へるやう荷造して、輸出の手續をする。輸出するには汽船貨を支拂ふ外、海上保險も附けなければならぬ。輸出先はアメリカ合衆國を第一として、フランスが之に次ぐ。輸出するに際しても、輸出業者は輸入業者宛に爲替手形を振出し、之を輸出爲替買入銀行に賣

鐵道省 貨物引換證 No. 6									
運送狀引受月日及引受番號		昭和 3 年 10 月 1 日		第 68 號		小荷物切符又ハ貨物運送書番號		第 13 號	
發擣	長野	著擣	東横濱	東洋絲		現 拂	現 拂	現 拂	現 拂
收送人	長野市元町堺番地 片野松藏		收送人	横濱市中区辨天通 二丁目六番地 木原茂平		現貨支拂額	現貨支拂額	現貨支拂額	現貨支拂額
貨物番號	品名	荷造記號	箱數	斤量	才積	運賃	貨物	貨物	貨物
	生絲	捆入合	20	1.050		.940	9.87		17.00000
特約條件	ナシ								
記事									
上記貨物卸著地ニ於テ 木原茂平 段又ハ持參人ニ本證ト引換ニ引渡可致候									
(注) 貨物ノ受取引渡、保管及運送ニ關シテハ法令告示其ノ他ノ規定ニ依ル。託送貨物ニシテ其ノ品名、數量等運送狀ニ記載ノモノト 意 現品ト相違アル場合ハ之カ爲ニ生ヌル損害ニ付認定其ノ責ニ任セス。専之ニ對シク鐵道所定之運賃ヲ追徴スルコトアリヘシ 昭和 3 年 10 月 1 日 信標本一株 長野 市主 鶴野 亀藏									
發行者 長野 諸所主 長任 鶴野 亀藏									
月	日	列車到着	月	日午前後	時	分引渡	月	日午前後	時
日午後	時	分割著送知(書面)(電話)	月	日午前後	時	日收入	月	日午前後	時

渡して金融の途を圖るのである。

さて生絲が外國の地に陸揚されて後、更に彼の國の機業者の手に渡り、加工して卸賣商人・仲買人・小賣商人等の手を経て、店頭に飾られ、一般需要者の手に買取られるのである。

第二十課 立志の由來

忘れも仕らず私十二歳の時日本橋邊通行仕候節某侯の御先供に當りて打擲うちうきを受け申候當時子供ながらも大息仕り侯は御年大體私と同年代らんにて大衆を率ゐて天下の大道を御通行なされ候に私は同じ人間にて天分とは申しまがらかゝる目にあひ候事心外に堪へず今より

何なりと志し候はば如何なる儀にても出來申すべしと存じ其の頃高橋文平とて御祐筆相勤め候者私子供には候へども日頃親しく候間に相談仕り爽鳩さうきゆう先生の門に入り儒者に相成り申すべしと決心仕候さりながら私父二十年來の持病にて一日も看病按摩を缺き難く候間之を奉公同様に相心得朝夕母の手助仕候其の上兄弟皆幼少にて七人程もこれ有り唯母の手一つにて病父も私共も其の日を送り候事故何分いさゝかの餘裕もこれ無く貧窮は筆紙の盡くす所にはこれ無く候これに依つて弟共は寺へ奉公に遣はし又は出家致させ妹は御旗本へ

奉公に遣はし候一人の弟は私十四歳ばかりの時板橋まで生別れに送り参り候處ちらく降来る雪の中を八九歳の弟が見も知らぬ荒男に連れられ後を振向きく別れ行き候ひし事今に目前に見ゆる如くに御座候

私母近頃まで夜中寝ね候に蒲團夜着を引掛け候を見及び申さず破疊の上にごろ寝仕り冬は火燼に臥せり申候私父大病故高料の薬種藥禮日々の麵類等に事缺き疊建具の外大抵質物に置盡くし尙親類共にも借盡くし僅か南鎌一片の儀にて母方身内の者の本所一つ目に住居仕候方へ母事助右衛門と申す弟を背負ひ雪を冒

して罷越し夜に入りて歸宅仕候其の節私洗足の湯を沸かし候とて衣服を焦し大いに叱られ候儀今に覚え罷在候

かやうの次第に候へば又高橋文平に相談仕候處儒者に相成候とてとても金の取れ候儀はこれ無く先づ貧を救ふ道第一なりと申すにより爽鳩先生を賴み芝山と申す畫工に入門仕候此の時私十六歳に御座候然る處貧人にて附届不行届なりとて僅か二年にて師家より斷を受け申候私も此の時は如何仕るべきかと泣沈み候處父の申候に就きて又金陵の弟子と相成候金陵殊の外憐みて教へくれ候間少々は畫も出來

候やうに相成候へども半紙を調へ候手段これ無く初午燈籠の畫を作り百枚にて一貫の錢を取りこれにて紙筆を求め申候學問は仕りたく候へども何分閑暇これ無く冬に相成候へば朝七つ時に起出でて飯を焚き其の焚火にて讀書仕候右は文晁文元私を憐み畫道取立ててくれ候節彼の人毎日拂曉に起きて畫を認め候話を承り奮發致候儀にこれ有り候右繪事少々づつ内職と相成り稽古出來候も全く前記爽鳩先生等の恩澤に御座候

さて其の頃家中の風儀宜しからず不心得の輩も往々これ有り御政事ゆるび御困窮の御様子

も相見え申候に付私二十六歳の正月元日朋輩打寄り候節私申候は上斯くの如き御困難なれば各方も拙者も今より心掛け御政道を助け申さんと契約致候

これに依つて一齋にも申し談じ學問仕りたく候へども何分寸暇もこれ無く夜中にも参らんと存じ父より門限御猶豫の儀願ひ候處儒者にてこれ無く候間聽届け難き旨の御沙汰にて終に折角の志も挫け申候つらく存候は君に忠親に孝ならん事皆學問之力により候まして御政道に與りて上に忠ならん事無學にては叶ひ難しあれば愈繪事を専らとして窮を救ひ少

しにても親に安堵せさせ申したしと存候就いては以後御役儀相勤め候事は思ひ止り急にしては家の貧を助け緩にしては天下第一の畫工と相成り申すべき一事に思を定め申候（渡邊華山ノ文ニ據ル）

第二十一課 白石少佐を憶ふ

「烏江水淺くして雖能く逝くとも、一片の義心東すべからず。」とは、能くも予の今の心事を歌ひたるものかな。白石の別辭は簡単なりき。佐倉丸白石少佐の乗れる閉塞船が最後に淺間の側を過ぐる時、彼は手旗信號を以て「確に淺間の武勇を發揚すべし。」と告げたり。初め予が彼と懇意になりし時は、武勇一徹の人なりしが、其の後甚だしく自制を加へ

たる結果、終に溫厚の長者となれり。予は本艦青年士官の指導を彼に託したり。彼今如何せしか。しかのみならず本艦より閉塞に赴きし者一人も歸らず。予は今尙彼を待てり。

とは、淺間艦長八代大佐が、第三次の閉塞決行の後、予に送れる書信の一節にして、字々皆熱涙、之を讀むもの誰か艦長の友情と白石少佐等の勇武とに泣かざるを得んや。ああ、淺間の艦長室内に閉塞隊員を招きて最後の訣別を爲しし其の光景は如何に壯烈なりしそ。艦長は其の身に帶びたる軍刀を取つて、之を白石少佐にはなむけし、曾て皇子殿下より賜はりたる大銀盃を捧げて、閉塞隊員諸氏の成功を祈れる一刹那、往く者も、送る者も、五尺の身體に

宿れるは唯忠、唯勇、其の高潔の觀念は既に人間を超超越せるものにあらずや。斯くの如くにして白石少佐等は遂に閉塞に赴き、あつぱれ其の目的は達しながら、一人も生還せる者あらざるなり。閉塞船内に於て、敵彈のために骨肉微塵に碎かれしか、船體沈沒の後、更に敵砲臺に突入して、花々しき戦死を遂げたるか、波濤徒にほゆれども、勇士の消息を傳へざるを以て、今尙其の悲壯の最期を知るに由まし。然れども彼が敵に對して日本武士の忠肝義膽を示せることは、予が堅く信じて疑はざる所なり。曾て明治十三年北清拳匪の亂に際し、列國軍隊環視の中に立ち、白石大尉が大沽砲臺先登第一の名譽を博せる、其の意氣の猛烈なりしを見よ。

當時清兵は堅壘に據り、各國聯合軍に向つて、大砲・小銃を亂射し、頗る頑強なる抵抗を爲ししを以て、英・獨・露・佛の各國軍隊逡巡して進むこと能はず。こゝに於て最後に在りし我が陸戰隊は、蹶起一番、捷徑を取り、彈雨を冒して直ちに砲壘の下に迫りしが、偶、指揮官服部中佐敵弾に斃れ、兵士の之と運命を共にするもの相繼ぎ、全隊將に一大悲境に陥らんとす。此の時先登に進める白石大尉此の状を見、奮然身を躍らせて堅固なる外郭を越え、砲臺内に闖入す。敵兵尙内壁に隠れて發砲を續けしも、大尉屈せず、更に又内壁を攀ぢて臺上に屹立せしに、敵兵震懾、俄に四方に散亂せり。大尉乃ち豫て用意せる軍艦旗を衣嚢に搜り、之を掲げんとせしに、亂軍中何れにか遺失して見當らず。折か

ら某國の一將校此の機に乗じて馳來り、先づ自國の國旗を掲揚せんとす。大尉眼をいからして、大喝一聲之を叱し直ちに死屍の血を以て、側にありし黃龍旗の中央に赤圓を描き、以て日章旗に代へ、遂に之を竿上高く揚げて、勇猛大尉の名を世界に轟かせり。爾來彼が不敵の魂は年と共に愈其の本領を發揮し來り、明治三十七八年戦役の第一彈は實に彼によつて露艦ワリヤークに放たれたりき。次いで彼は閉塞隊に加らんことを熱望し、然もたゞ閉塞のみを以て満足せず、其の目的を達したる後、更に敵砲臺に突入せんことを期したるが如きは、何等猛烈峻烈の意志ぞ。其の風を聞かば、懦夫なも爲に奮起すべく、軍隊の精神教育に及す効果眞に大なるものあるを覺ゆるなり（小笠原長

生「日露戰爭軍事談片」ニ據ル）

第二十二課 製糖業

砂糖の原料たるべき植物は數種あれども、今日工業上原料に用ひらるゝは甘蔗と甜菜とを主なるものとす。

甘蔗は禾本科に屬する植物にして、其の形狀黍に似たるを以て、普通に砂糖黍といふ。南方アジヤの原產にして、熱帶地方の植物なれば、之を栽培するには、氣候暖く、周歲霜なき處なるを要す。世界に於て最も有名なる產地はキュバ、印度、ジャワ、ハイ、臺灣等にして、沖繩、薩摩の大島、小笠原島等にも盛に栽培す。其の他九州・四國・中國・近畿・東海地方にも點々栽培するを見る。

甜菜は藜科に屬する植物にして、もと地中海の沿岸に野

生せしものなるが、ヨーロッパ諸國にては夙に食料として多少之を栽培したり。西暦一千七百四十七年ベルリンの化學者マルググラーフといふ人偶其の根を分析して糖分を含むこと多きを發見し、或は之を製糖原料に供し得べきかと言へり。其の後彼の志を繼ぎて製糖の試験に着手するものありしが、人爲淘汰によりて次第に糖分の含量多き種類を得、今日に於ては甘蔗に比して遜色なき製糖原料たるに至れり。

甜菜は其の根を原料に供するものにして、形狀大根に似たるを以て、普通に砂糖大根といふ。熱帶・溫帶共に生育すれども、最も寒地に適するを以て、今は専ら寒地に栽培す。甜菜栽培の最も盛なるはドイツにして、チエッコスロバキ



ヤ之に次ぎ、ソビエト聯邦(ロシヤ)及びウクライナ・アメリカ合衆國・フランス・ポーランド・ベルギー・オランダの順を以て相次ぐ。我が北海道にても早くより之を栽培して製糖を試みたれども、久しく其の實績を擧ぐるを得ざりしが、近時漸く相當の產額を見るに至れり。



我が國に砂糖の傳來せしは

遠く奈良時代の事なれども、唯貴重なる薬品として之を用ひたるのみ。盛に甘蔗を栽培して砂糖を製し、之を日常の食品に供せしは、徳川時代に始る。慶長年中薩摩大島の人直川智といふ人、支那に漂流して甘蔗苗を携へ歸り、始めて之が栽培を試み、漸次に琉球諸島より薩摩・大隅・日向等の地に傳播せり。其の後、將軍吉宗は砂糖の輸入盛にして金貨の外國に流出すること多きを歎き、享保十一年鹿児島藩より甘蔗苗と製糖教師とを徵し、今の大島の地に試作して、其の有望なるを認め、廣く諸藩に令して之を栽培せしめしかば、製糖の業漸次に興隆せり。爾來九州・四國及び駿・遠地方にては、砂糖は主要物産の一となり、農家もこれがため頗る富裕なるを得たり。明治維新以後、外國

糖又盛に輸入せられ、内地の製糖業は萎靡振るはず、明治二十六七年頃に至りては、全國の需要額約三億斤の中、外國糖其の三分の二を占め、これがために金貨の流出するもの毎年壹千萬圓の巨額に達せり。然るに幸にして甘蔗の好適地たる臺灣の我が領土に歸せしを以て、官民大いに力を糖業の發達に盡くせり。こゝに於て大工場頻々として起り、最近は毎年九億斤の砂糖を製造し得るに至れり。然れども最近我が國に於て消費する砂糖の量は一箇年約十二三億斤に上るを以て、現在の國內製產額のみにては、尙多量の不足を感じざるを得ず。將來如何にして自給自足の道を講すべきか、是目下我が國製糖の重要な研究問題なりとす。

第二十三課 禁庭の野分

(昭憲皇太后御作)

朝露のひるまはさしもなかりし空の、俄にかき曇り、夕づ
つの光も見えず。とかくするほどに雨いたく降出でて、ほ
とり近く語りあふ人の聲だに聞きわかなまでになりぬ。
閨に入る頃は尙雨の音のみ聞えしを、夜深くなるまゝに、
雷さへ鳴りはたゝきて、夢現とも思ひ定むるひまなく、稻
妻のきらめき渡る、いとけうとし。曉がたには雨はをやみ
ぬれど、風烈しう吹出でて、宮の内もゆるぐばかりなるに、
いとゞ目も合はず。

上には民の爲とて、畏くも遠き境に出でましたるほどな
れば、いかなる行宮にましくて、此の風の音に御心を惱

まし給ふらん。皇太后の宮にはいかにおはしますにか。幼
き宮たちも驚きやし給ふらんと思ひ續くるほどに、夜も
明けぬれど、未だ風靜まらず、いづこもおろし籠めたる、い
と物むづかし。軒近き栗の枝の結べる實ながら吹折らる
る音いと烈しく、御階みはしの下の芭蕉も、筒井の傍なる柳も、皆
折れふしぬ。今をさかりと見えし眞萩も名残なく散亂れ
たる、いとさびしく見ゆ。宮の内だにかく荒れぬるを、まし
てあやしげなる賤が家居などは倒れぬるも多からんなど
思ひやれば、すゞろに悲し。

おしなべて實のりよしと聞きつる千町田の稻も吹きそ
こなはれつらんやなど、心にかゝりて、

國のため科戸の神も心して

稻葉の上はよきて吹かなん
なほとやかくと胸をいたむるほどに、いつとなく静まり
て、日影まばゆく雲間にさし出でぬるにおのづから人の
心もおちるにけり。

第二十四課 根分の後の母子草 (二)

文政四年辛巳の春二月晦日のたそがれ頃、飯田町の中坂
に行倒れたる老女ありとて、之を觀る者堵の如し。此の日
自身番屋に集ひゐたる當番の町役人等、定番人を遣はし
て其の體たらくを見せけるに、旅行く者とおぼしくて、無
下に老いさらぼひたるが、長途に疲れ、足痛みて一步も運
ばせ難しといふなり。これによりて町抱の者に背負はせ
て、やがて番屋に助け入れつゝ、事の様を尋ねれば、答へて

曰く、婆は奥州白河の城下、中の町なる宮大工十藏が後家
にして、名をしげと呼ぶるゝ者、今年は七十一歳になりぬ。
良人十藏が世を去りて後、十三箇年以前文化六年の春、我
が子源藏といふ者逐電して行方も知らせず。人傳に聞けば、江戸に在りといひにき。世にあるかひもなき身なり、いか
かで我が子のありかを尋ねて逢はばやと思ひ定めしは、
九箇年以前の事なりき。斯くて文化十年の春の頃、陸奥よりあくがれ来て、江戸に留ること半年ばかり、四里四方の
外近郷まで、月毎日毎に尋ねしかども、夢にだに逢ふ由の
なれば、さては江戸には在らざるならんと漸くに思ひ返して、愈廻國の志念を堅うし、東山・西國いへば更なり、南
海・北陸おちもなく、凡そ六十六箇國の靈山・靈地を巡禮し

て、過去には亡き人の菩提^はのため、現在には命のうちに我が子に巡り逢はしめ給へと念ずる外に業もなく、乞食して行く旅なれば、人の情に逢ふ日は稀にて、露に宿り、風にくしけづり、或時は荒磯の浪風に吹きすさまれて、其の夜すがら夢も結ばず、又或時は深山路の雪に吹閉ぢられて、つく竹杖の節も届かず、百折千磨の艱苦を経たれど、是までは一度も病煩ひしことはなく、旅寢すること九年に及べり。今は既に巡り盡くして、廻國すべき方もなければ、再び江戸を志して木曾路を下り、甲斐が嶺^{いり}を打巡り、よんべは二子の渡りとかいふ川邊の彼方なる里に宿取りつ。さて今日江戸に來つるなり。斯かりし程にあの坂のほとりにて、俄に足の痛み出でて、一步も運ばせ難ければ、思はず

倒れ侍りき。といふ。

町役人等事の由を聞きて、心地は如何に^ト尋ぬるに、足のやめるのみにして、心地は常に變らず^ト答ふ。江戸に知る人ありや^ト問へば、「否、知る人とては侍らざれど、八丁堀なる松平越中守様は國屋敷にておはしますなり。彼處へ送らせ給へ」といふ。是によりて先づ其の腰に着けたりし風呂敷包を解かせて見るに、九箇年以前故郷を立出づる時、十藏しげ等が菩提寺なる某寺より書きて與へし通り手形とかいふ證文一通あり。しぶき^トほこりに汚れけん、紙中は茶をもて染めたる如く、いと古びたりけれども、其の印章は疑ふべくもあらず。此の他錢八百文と布のぼろのみありけり。其のいふ由と寺手形と既に吻合^トするをもて、番

屋の奥の間に臥さしめて、薬を與へ、且夕餉ゆふけいをたうべさせなどする程に、日は暮れて酉の初刻も過ぎたる頃、武家の中間とおぼしき男、自身番屋におとなひて、やつがれはさきに主用の使に立ちて、此處の中坂を過りし時、行倒れたる老女を見たり。心にかかる由もあれば、つばらに問はまほしかりしかど、火急の使なるをもて、時の後れんことの惜しくて、思ひながらに打過ぎにき。今其の歸るさなるにより、中坂にて人に問ひしに、番屋へ助け入れられて此處に在りとぞいはれたる。其の老女を見せ給へ」といふ。

此の時しげはまどろみたるを、町役人等呼覺して、そなたのゆかりの人にはあらん、見まほしとて只今來にたり。對面せよかし」といふ程に、しげは忽ち起直りて、そは我が子

源藏ならずや。やよ、そなたは源藏か。源藏にあらずや」とせはしく問ひつゝはひよるを、町役人等抑止めて、さのみせきては事もわからず。心を鎮めて問へ」といふ。其の時、件の中間は燈火を差向けて、とさまかうさま打見つゝ、我が母に似たれども、年數多經し事なるにいたく老衰したるをもて、定かにはいひ難し」といふ。

第二十五課 根分の後の母子草(三)

町役人等之を聞きて、「然りとも、彼自ら奥州白河中の町宮大工十藏が後家、名はしげと告げたりし事の由の分明なるに、幼き時に別れても、親の名までは忘れはずまじ。忘れやしつる」と詰められて、「さん候ふ。其の名に違なけれども、世には又同名異人の無きにしも候はず。又偽りて利を謀

る者しも無しとすべからず。身に附けたりしそが中に、證據となるべき物などの候はずや」と問返されて、町役人等うべなひつゝ、彼の寺手形を開きて見すれば、見つゝ小膝をはたと打ちて、わろくも疑ひつるものかな。我が母に相違候はずといふを、しげは聞きあへず、然らばそなたは源藏か。源藏にこそ候ふなれ」と名乗れば、しげははひまつはりて、抱きつゝ、涙ぐみ、やよ、源藏よ、われに逢ひたいくと思ふばかりに、九箇年このかた日本國中打巡り、いくそばくの艱難苦勞も願叶うて、空蟬の息のうちなる今宵、今逢ひ見ることの喜ばしさよ。やよ、源藏よ、顔を見せよ。そなたは幼かりし時、左の目ぶちに腫物出で來し其の折に、眼の中へ針二本まで打たせし事あり。其の針の痕今もあらん。

此方を向きて見せずや」と口説き立てつゝ、又取りしめて、涙は雨と降注ぐ。其の喜はなかくに譬ふるに物なかるべし。天地を拜み、町役人を一人々々に伏拜む。慈母の哀歎、無量の恩愛、今更に膽に銘じけん、源藏もはふり落つる涙を袖にせきかぬれば、人皆泣かぬはなかりけり。此の時しげが有様は、すぐれし和漢の作者なりとも、寫し取らんこと易かるべからず。又俳優の上手なるも、よくまねんこと難かるべしと、後にぞ人の評しける。

斯くて源藏は町役人等に打向ひて、思ひがけなく母親に名乗り合ひ候ひしは、御町内の御陰によれば、喜言葉に盡くし難し。やつがれは十二歳の時より親同胞に引別れ、故郷白河に程遠からぬ某村にて人となりしが、十八歳の時、

故ありて、親にも告げず其の地を去りて、江戸に足を留めしより、今年は三十歳になりぬ。手書き、物讀むことも知らねば、中間奉公しつるのみ。今は下谷なる戸田和泉守殿に居り、今日しも守はいさゝながら恙あらせ給ふにより、あけの日の當御番を同僚方に頼ませ給ふ御狀使を承りて、其處へとて急ぐたそがれ時、此處の中坂を過りし折、倒れし老女を我が母ぞとは知らずながらも、かいま見しは得難かるべき幸なりき。其の時母の足痛みて、彼處に倒れ臥さざりせば、よしや途にて行逢ふとも、面忘れせしことなれば、かたみに知る由をからんを。事皆不思議に候ふ。とて、感涙を流しつゝ喜を述べしかば、町役人等打聞きて、然らば今宵は此處に老母を留め置きたりともけしうはあ

らぬ事ながら、母御の心を推測るに、和殿を放ち遣るべくもあらず。引取らんといふ宿あらば、町内より駕籠を出して、只今送り遣はすべし。といふに、源藏喜びて、下谷久右衛門町なる番組宿屋越後屋某といふものは、やつがれが親分なり。此の處まで送らせ給はば、愈幸ならん。といふ。抑、此の源藏は世にいふ宿屋者にして、渡り中間なりと雖も、物のいひざまさかしげにて、みなりもきたなげならず、まだ新しき松坂縞の布子を着て、胴金したる脇指を帶びたり。さてしかゞとしげに告ぐるに、引散らされしほろぎれなどをいと惜しくや思ひけん、やよ、源藏よ、物取残すな。包め、包め。といひしかど、源藏は恥ぢらひてや、ぼろをば包みかねたれば、町役人等はそこそと推して、定番人に手傳は

せ、物落ちもなく包ませて、彼の寺手形と錢八百とを源藏に渡しけり。其の辭し去らんとせし時に、既に齡の傾きたる、或は子供を旅にあらせて親の哀を知りたりける町役人等一兩輩、又源藏を招き寄せて、いふまではあらねども、九箇年心力を盡くされし母御の辛苦を思ひ汲みて、孝養をな忘り給ひそ。渡り中間ならずとも、さまで經難き世の中ならじ。大都會の忝さは、小商をしたりとも、只一柱の母を養ふよすがなからずやは。勉め給へ」と諭ししかば、源藏は感謝に堪へず、しか心得て候ふなり。故ある事とはいひながら、十三箇年故郷へ音づれもせず、我が母を見忘れしまでになりにたる、面目もなく候ふ。といらへて、やがて母親を助けて駕籠に乗移らせ、其の身は間近く附添うて、下

谷を指して出で行きけり。斯くて亥中の頃ほひに、其の駕籠の者歸り來りて、彼の越後屋某が喜の口狀を町役人に傳へしとぞ。(兎園小説所載瀧澤馬琴ノ文ニ據ル)

第二十六課 顯著な對照

アメリカ合衆國にジュークといふ一族がある。今は四十二の支族に分れてゐるが、其の遠祖はマックスといふ人である。マックスは西暦一千七百年頃オランダに生まれてアメリカに移住した者で、大酒飲の、大なまけ者の、箸にも棒にもかゝらぬ男であつた。俗にいふ似た者夫婦とやら、やはり同じやうな放逸無賴の婦人を妻にしたが、生まれた子は又兩親を見習つて、一人としてろくなものは無い。續いて孫も曾孫も世間の厄介者ばかりが揃つて、それが遂に

ニューヨーク州の或地方に廣がつた。斯くて一千八百七年の頃には、此の一族はもう五六代目になつて、初から調べ上げると、一千二百餘人の子孫を數へるに至つた。其の中虛弱のために育たなかつたものが三百人、成人したもののの中には、七人が殺人犯、六十人が常習盜、百三十人が其他の犯罪者、三百十人が乞食・浮浪、四百人が不具・瘋癲・白癡等であつた。職業を覺えて、とにかく正當に暮してゐたものは僅かに二十人で、然も其の二十人の中の十人は、ニューヨーク州の刑務所内で、其の生計の途を覺えた者である。かういふ有様で、ニューヨーク州で直接間接に此の一族の救濟懲治等のために支出した公費だけでも、百貳拾五萬ドルの巨額に達してゐる。實に驚くべく厭ふべき一族

ではないか。

同じ合衆國に之と正反対な一族がある。其の遠祖はジョナサン、エドワードといつて、一千七百三年にイギリスで生まれた人で、移住したのはマックスと大方同じ頃であつたらしい。ジョナサンは有名な學者であつた上に、堅實方正な生活を營んで、子孫相續いて皆能く其の家風を傳へたのである。それでマックスが一千二百人の厄介者の先祖となつたのに反して、ジョナサンは實に一千四百人のりつばな一族の遠祖となり、其の中から揃ひも揃つて有爲な人物が輩出してゐる。即ち大學總長になつた人が十三人、大學教授になつた人が百人、大學並びに師範學校の創設發達に多大な貢獻をした人が十數人、其の他政治家・法律家・文

學者・實業家・外交家などとして、種々の方面で國の爲世の爲に有益な事業を成した人は非常に多い。エール大學の卒業生ばかりでも百二十人の多數に上つてゐる。又此の一族の人々の著したりつぱな書物が百三十餘部、發刊した有益な雑誌が十八種もある。ニューヘブンやブルクリンの地方で、凡そ學術・技藝の進歩發達に關した事業にして、此の一族に全く關係の無いものは絶無といつてもよい。總じてアメリカ合衆國の中央部から西南部にかけて、文化の發展に對して、此の一族が寄與貢獻した功勞は非常なものである。實に珍しい優良な人の揃つた一族ではないか。

右の二つの顯著な實例を對照して見ると、誰しも深く感

動するに相違ない。何故に一は此の如くであり、他は彼の如くであるか。いふまでも無く、一は堅實方正な家風を傳へたのに反して、他は子孫の事をも考へず、ひたすら放逸無賴な生活を續けたためである。

第二十七課 秋

霖雨はれて

澄みわたる

月の光を

身にあみて、

小夜更くるまで

やすらへる

榻の上には

露ぞ置く。

思ひ出づれば、

門出の
袖に拂ひし

舟はつるころ
漁村の柳

消えはてて、
めぐみにき。

梅・桃・李

唉匂ひしも、
夢吹きさます
あらしと共に

一時に
春の夜の
南山の
散りうせぬ。

得利寺畔の
汗にうるほふ
やうやくつるる
大石橋の

土ぼこり
肌を染め、
暑さには
石焼けぬ。

七千人の
後に残して、
かさなる關を
秋はいつしか

生死の
越ゆるまに、
立ちにけり。

さらぬだに
我が胸に
なぐさめは、
勝ちいくさ。

悲しきものと
人もいふ頃、
わづかに殘る
門の外に待つ

(森林太郎「うた日記」ニ據ル)

秋は晝よりも夜こそをかしけれ。されど其の夜の趣、春の夜のやはらかみ有りといふにもなく、夏の夜のいさぎよさ有りといふにもなく、又冬の夜のさび有るにもあらず、たゞ秋の夜は自ら是秋の夜にして、必ずしもうら悲しとのみにはあらざれど、強ひて言はんには、猶しか言はんより外に辭も無かるべきにや。

夕潮に風收りて、青く澄みたる大空に、白き雲の絹綿を薄く引きたる如くなるが立ちたるまゝ、入日の光、しばしの華やかさを見せて、忽ち手元暗くなれる靜かなる秋の暮の、夜に入りては大抵星高く空深くして、芋の葉の露、菽の葉の露、萬物に音無く、たゞ露の落つる音を聞くのみ。斯かる夜をこそ我が世とは思ふらめ、蟲の聲々きほひ立つて

鳴くは、聞く耳にもすがくしく爽かなる限なれど、憂有る人の寝られぬなどいふも、ひたすらに氣のみ澄みて物の静かなる、斯く晴れて然も穏やかなる時の事なるべくや。

秋は夜面白く、夜は月面白し。中の秋の五日・六日の月の、ふと見る夕暮の空に出でをりて、雜木の梢、もろこしの垂葉などに風かすけくさゝやく、先づ面白し。遠山黒く暮れて、素月光を揚げ、庭樹のそれぐ闇葉纖葉の葉表の照葉陰の闇、おのがじし畫趣を爲し、詩情を作りて、合して爽涼清澄の景を醸し出すさま、いづくにもありふれたる事ながら好し。夜更け、蟲吟じて、世の中静かなる時、たまく燈前に書をさし置きて、起つて廊を歩む因に、窓櫺の白きを見

て、戸を開けて出づれば月天心を過ぎて、光華六合にわたり、霜に澄める夜の氣は水まさに凍らんと欲するが如くなる、身心頓に此の世のものならずなりたるやうに覺えて、秋ならでは、夜ならではと思はる。幸田成行〔洗心錄ニ據ル〕

第二十九課 農人形

武家時代には武士獨り社會の上位を占めて、武士に非ざれば人に非ざる如き觀あり。武士は世襲の家祿を受けて生計の憂なかりしに反し、農夫の如きは終生營々として勞作に疲れ、やゝもすれば生命の安全だに保障せられざりき。斯くの如き時代に於ても、賢明なる諸大名はよく農業を尊重し、其の獎勵に意を用ひし例亦少からず。

近世勤王論の先唱者たる水戸の藩主徳川光圀は、老後太田の西山に隠居せしが、常に農民を招きて、農事を談ずるを樂しみとせり。其の山莊はもとより質素なるものにて、室内にはわざと闕を設けず、士農庶を同じうせしめたり。又親しく農民の實狀を知らんがため、山莊門前の民地若干歩を借受けて、下部の者に耕さしめ、年貢米をば役人に納め、田主には相當の禮物を贈れりといふ。

光圀七代の孫齊昭も亦心を農事に注ぎ、常に言へらく、「予は百姓に何程の恩恵を施したことなし。然るに百姓は予等に命をつなぐべき大切な物を與ふ。古より民を治むるものは民を見ること慈母の赤子を見るが如くすといへれども、予は百姓の恩は乳母に等しと思ふ」と。或時

朝な夕な飯食ふ毎に忘れじな
惠まぬ民に惠まるゝ身は
と詠じぬ。



齊昭曾て銅を以て小さき人形を鑄させたり。そは老農夫が積藁の傍に坐し、脱ぎたる笠を手にせる様を象りたるものなり。齊昭は三度の食事毎に此の人形を膳の上に据ゑ、先づ數粒の飯を其の笠の上に載せ、農民の勞苦を思ひ、又子女をして之に倣はしめて、粒々皆辛苦より成ることを悟らしめた。藩中にては何時か此の人形をばお百姓様と稱ふるに至りたりといふ。

水戸の常磐公園は齊昭の創設せし庭園にして、もと偕樂園といへり。即ち民と偕に樂しむの意にして、花下月前士民の來り遊ぶに任せ、思ふまゝに其の歡を盡くさしめたり。齊昭も亦屢々園中の亭好文亭に臨みて、親しく農耕の状況を展望したりとぞ。今此處にかの人形を模造してひさげり。稱して烈公の農人形といふ。

齊昭が文教を盛にし、王事に勤めしも、農民を勞りて農事を奨めしも、皆囊祖光園の遺志を繼げるものといふべし。

第三十課 皇室に關する敬語

大日本は神國なり。神孫相繼ぎて、萬世一系の皇位を践み給ふ。かみは上又は神にて、天皇は上即ち神にまします。現つ御神と稱へ、現人神と申し奉るも其の故なり。すめらみ

ことは天下を統治し給ふ御方の義にして、みかどと申すはうちつけに御身の上を申すを憚りて、宮門を指していへるなり。漢語を用ひては、天皇・皇帝・至尊・聖上・主上・今上等と申し、又陸海軍を統率し給ふより大元帥と申す。高御座天位・寶祚・宸極等は皇位を申す語なり。

みや(御屋)みくるま(御車)みゆき(御行)の如く、みを冠して敬稱とし奉ること多し。みゆきを行幸・臨幸といひ、還りますを還幸・還御といふ。太皇太后・皇太后・皇后・皇太子・皇太子妃のいでましを行啓といひ、還りますを還啓といふ。又皇族の方のいでましを御成といふ。

みくるまを車駕・龍駕といふ。乘輿・鳳輦・鸞輿は御輿なり。故に「鸞輿いづくにまします」車駕某地に幸す。などいへば、や

がて天皇を指し奉る語となる。

みやは御居處なり。九重・内裏・御所・皇居・宮城といひ、又禁中・禁裏・禁廷・禁闈・鳳闈ともいふ。行幸の間しばし留らせ給ふを駐蹕^{ちゆう}又は駐輦^{ひつ}といひ、其のおはします處を行宮又は行在所といふ。齒簿^はは行幸啓の行列なり。

天皇の御見聞・御感想・御思慮を稱し奉るには、みそなはす聞し召す・おぼしめす等の古語の外、漢語にては天聞・天聽・天覽・叡感・叡聞・叡慮・聖聞・聖旨・聖鑑・宸襟^{しんきん}・宸慮の如く、天叡・聖宸等の語を冠すること多し。又御尊體・御容貌・御動靜に關する敬語として、玉體・龍體・天顏・龍顏・玉歩等を用ひ、御寫眞・御畫像には御影・聖影といひ、御寫眞に限りて御眞影ともいふ。出入せさせ給ふを出御・入御といひ、御座を玉座とい

休憩

ひ、臨時の御休憩所を便殿といふ。

天皇の御言葉はおほみことみことのり、又上諭・勅諭・勅命
勅語・綸言・宣旨・御沙汰などと申す。

宸翰・宸筆は御書なり。御作の詩歌を御製といひ、御盃を天
盃といひ、御機嫌を天機といふ。

皇太子を東宮と申し、又春宮・儲貳・儲嗣・儲君と申す。皇子孫
の生まれさせ給ふを降誕といひ、内親王・女王の臣下に嫁
し給ふを降嫁といふ。

寶算・聖壽は天皇の御齡なり。天皇及び三后のかくれます
を崩御といひ、皇族には薨去といふ。

天皇及び三后の敬稱に陛下、皇族の敬稱に殿下を用ふべ
きは皇室典範に明らかなり。

斯くの如く皇室に關する敬語は極めて豊富なり。上古皇
室にのみ用ひたる敬語にして、めす・おぼす・のたまふの如
きは、中古以來或は攝關に、或は將軍に、尙廣く移りて一般
貴人に對する敬稱となりたれども、其の大部分は儼とし
て使用を誤ることなし。是君臣の分明らかなる我が國體
の然らしむる所にして、他國に其の類例を見ざるなり。

昭和三年三月七日翻刻印刷

昭和三年三月廿九日翻刻發行

高等小學讀本第三學年用上

定價金拾錢

い

著作權所有
發著作者兼
文 部 省

兼翻刻發行 東京書籍株式會社
兼印刷者 代表者 石川正作

昭和三年三月十日
文部省検査局

發行所

東京市小石川區指ヶ谷町百三十六番地
東京書籍株式會社工場

後一
高木則三甲

